

社会保障・税番号制度の導入に向けて (社会保障分野)

～事業主の皆様へ～



平成26年12月
厚生労働省

Copyright(C)2015 JapanFederationofLaborandSocialSecurityAttorney'sAssociations.AllRightsReserved.

社会保障・税番号制度の仕組み

◎個人に

- ①**悉皆性**(住民票を有する全員に付番)
- ②**唯一無二性**(1人1番号で重複の無いように付番)
- ③「民-民-官」の関係で流通させて利用可能な**視認性**(見える番号)
- ④**最新の基本4情報(氏名、住所、性別、生年月日)と関連付けられている新たな「個人番号」**を付番する仕組み。

◎法人等に上記①～③の特徴を有する「**法人番号**」を付番する仕組み。

①付番

②情報連携

◎**複数の機関間において、それぞれの機関ごとに個人番号やそれ以外の番号を付して管理している同一人の情報を紐付けし、相互に活用する仕組み**

- 連携される個人情報の種別やその利用事務を番号法で明確化
- 情報連携に当たっては、情報提供ネットワークシステムを利用することを義務付け(※ただし、官公庁が源泉徴収義務者として所轄の税務署に源泉徴収票を提出する場合などは除く)

③本人確認

◎個人が**自分が自分であることを証明**するための仕組み

◎個人が自分の**個人番号の真正性を証明**するための仕組み。

- ICカードの券面とICチップに個人番号と基本4情報及び顔写真を記載した個人番号カードを交付
- 正確な付番や情報連携、また、成りすまし犯罪等を防止する観点から不可欠な仕組み



Copyright(C)2015 JapanFederationofLaborandSocialSecurityAttorney'sAssociations.AllRightsReserved.

個人番号の利用範囲

社会保障分野	年金分野	<p><u>⇒年金の資格取得・確認、給付を受ける際に利用。</u></p> <p>○国民年金法、厚生年金保険法による年金である給付の支給に関する事務 ○国家公務員共済組合法、地方公務員等共済組合法、私立学校教職員共済法による年金である給付の支給に関する事務 ○確定給付企業年金法、確定拠出年金法による給付の支給に関する事務 ○独立行政法人農業者年金基金法による農業者年金事業の給付の支給に関する事務 等</p>	別表第一(第9条関係)
	労働分野	<p><u>⇒雇用保険等の資格取得・確認、給付を受ける際に利用。ハローワーク等の事務等に利用。</u></p> <p>○雇用保険法による失業等給付の支給、雇用安定事業、能力開発事業の実施に関する事務 ○労働者災害補償保険法による保険給付の支給、社会復帰促進等事業の実施に関する事務 等</p>	
	福祉・医療その他分野	<p><u>⇒医療保険等の保険料徴収等の医療保険者における手続、福祉分野の給付、生活保護の実施等低所得者対策の事務等に利用。</u></p> <p>○児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する事務 ○母子及び寡婦福祉法による資金の貸付け、母子家庭自立支援給付金の支給に関する事務 ○障害者総合支援法による自立支援給付の支給に関する事務 ○特別児童扶養手当法による特別児童扶養手当等の支給に関する事務 ○生活保護法による保護の決定、実施に関する事務 ○介護保険法による保険給付の支給、保険料の徴収に関する事務 ○健康保険法、船員保険法、国民健康保険法、高齢者の医療の確保に関する法律による保険給付の支給、保険料の徴収に関する事務 ○独立行政法人日本学生支援機構法による学資の貸与に関する事務 ○公営住宅法による公営住宅、改良住宅の管理に関する事務 等</p>	<p>具体的な事務は番号法別表に基づく主務省令[※]で規定</p> <p>※ 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)</p>
	税分野	<p><u>⇒国民が税務当局に提出する確定申告書、届出書、調書等に記載。当局の内部事務等に利用。</u></p>	
	災害対策分野	<p><u>⇒被災者生活再建支援金の支給に関する事務等に利用。</u></p> <p><u>⇒被災者台帳の作成に関する事務に利用。</u></p>	
<p>上記の他、社会保障、地方税、防災に関する事務その他これらに類する事務であって地方公共団体が条例で定める事務に利用。</p>			

Copyright (C) 2015 Japan Federation of Labor and Social Security Attorney's Associations. All Rights Reserved. 2

社会保障・税番号制度導入の全体スケジュール

平成25年 5月	番号関連法の成立・公布
平成26年度～	国や自治体等のシステム改修等
<u>平成27年10月～</u>	国民への <u>個人番号の通知</u> の開始
<u>平成28年 1月～</u>	順次、 <u>個人番号の利用</u> の開始 <u>個人番号カードの交付</u> の開始 (個人の申請により市町村が交付)
<u>平成29年 1月～</u>	<u>国の機関間での情報連携</u> の開始
<u>平成29年 7月</u> 目途～	<u>地方公共団体・医療保険者等との情報連携</u> も開始

Copyright (C) 2015 Japan Federation of Labor and Social Security Attorney's Associations. All Rights Reserved. 3

個人番号利用事務について

- 個人番号(マイナンバー)を利用する事務
 - ⇒ 基本的に行政事務のみ。
- 個人番号(マイナンバー)を利用して事務を行う機関(個人番号利用事務実施者)
 - ⇒ 行政機関(独立行政法人等、健康保険組合を含む)のみ。

【個人番号を利用する行政事務等の例】

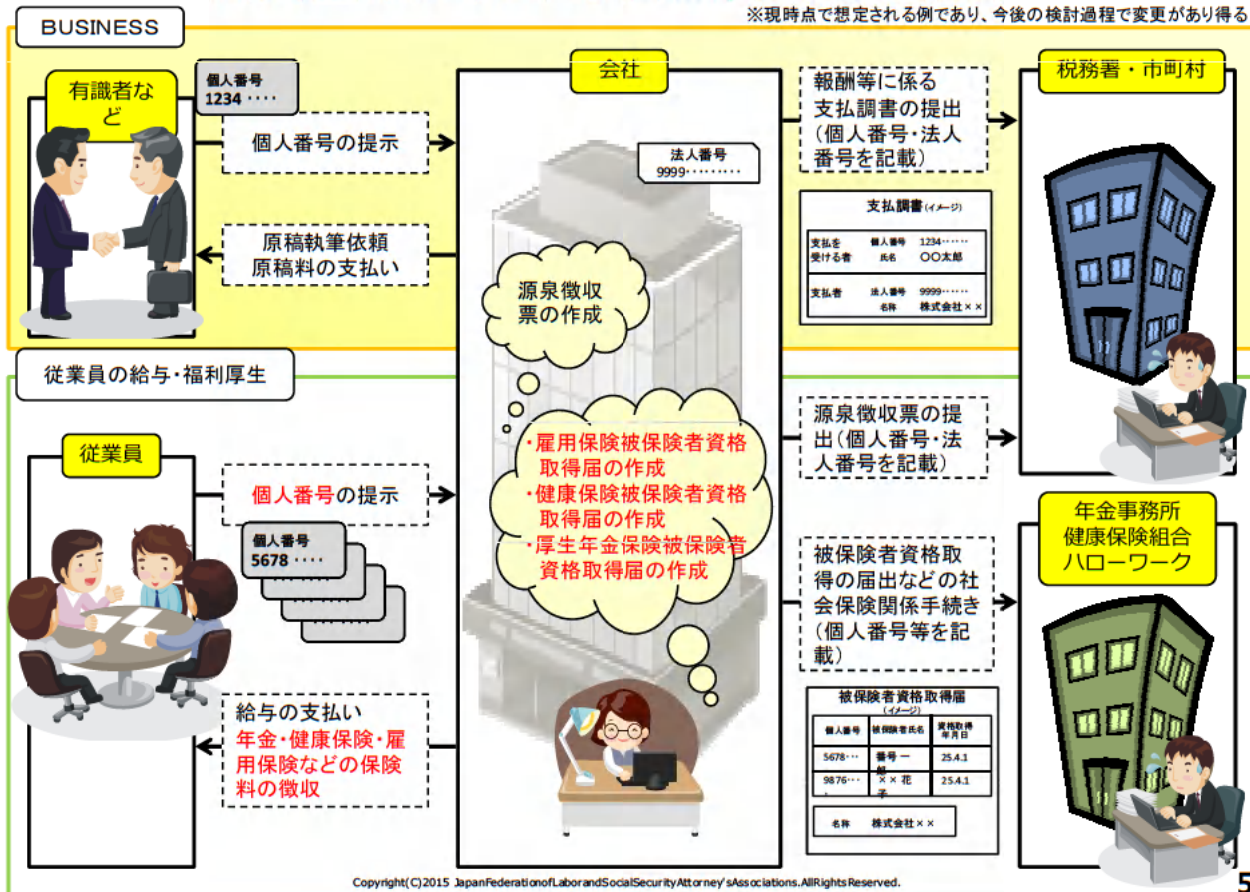
個人番号を利用した事務を行う機関 (個人番号利用事務実施者)	個人番号を利用する行政事務 (利用事務)
市町村	生活保護法による保護の決定、実施事務 (例)生活保護の申請の受理、審査事務
市町村	児童手当法による児童手当の支給事務 (例)児童手当の支給申請の受理、審査事務
ハローワーク	雇用保険法による雇用保険事務 (例)被保険者資格取得届の受理、審査、離職票の交付事務、受給資格の決定・失業の認定事務
労働基準監督署	労働者災害補償保険法による年金給付の支給事務 (例)労災年金の請求の受理、審査事務
厚生労働大臣 (日本年金機構)	健康保険法による健康保険に関する事務 (例)被保険者資格取得届の受理、審査 厚生年金保険法による厚生年金保険に関する事務 (例)被保険者資格取得届の受理、審査、年金支給事務
全国健康保険協会	健康保険法による保険給付の支給等の事務 (例)傷病手当金・出産育児一時金等の支給、限度額適用・標準負担額減額認定証等の交付の事務
健康保険組合	健康保険法による保険給付の支給等の事務 (例)被保険者資格取得届受理、審査、傷病手当金・出産育児一時金等の支給、限度額適用・標準負担額減額認定証等の交付の事務

※詳細は、「社会保障・税番号法別表第1」、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)」に定められている

Copyright (C) 2015 Japan Federation of Labor and Social Security Attorney's Associations. All Rights Reserved.

民間企業における個人番号の利用例

※現時点で想定される例であり、今後の検討過程で変更があり得る



Copyright (C) 2015 Japan Federation of Labor and Social Security Attorney's Associations. All Rights Reserved.

個人番号関係事務について

行政機関等の行う個人番号利用事務に関して、他人の個人番号を記載した書面の提出等の事務を行う者（民間企業等）は、「個人番号関係事務実施者」として、その事務の範囲内で個人番号を使うことになる。（**独自利用は禁止**）

【個人番号利用事務とその関係事務実施者の例】

個人番号を利用した事務を行う機関 （個人番号利用事務実施者）	個人番号を利用する行政事務 （利用事務）	関係事務実施者と対象事務
厚生労働大臣 （ハローワーク）	雇用保険法による雇用保険事務 （例）被保険者資格取得届の受理・審査等	適用事業所の事業主 （例）従業員の個人番号を記載した雇用保険被保険者資格取得届を作成し、ハローワークに提出
厚生労働大臣 （日本年金機構）	健康保険法による健康保険の事務 （例）全国健康保険協会所管の健康保険の被保険者資格取得届の受理・審査、	適用事業所の事業主 （例）従業員の個人番号を記載した健康保険被保険者資格取得届を作成し、年金機構に提出
	厚生年金保険法による厚生年金保険の事務 （例）被保険者資格取得届の受理・審査、年金支給事務	適用事業所の事業主 （例）従業員の個人番号を記載した厚生年金保険被保険者資格取得届を作成し、年金機構に提出
健康保険組合	健康保険法による保険給付の支給等の事務 （例）健康保険組合所管の健康保険の被保険者資格取得届の受理・審査事務等	適用事業所の事業主 （例）従業員の個人番号を記載した健康保険被保険者資格取得届を作成し、健康保険組合に提出

Copyright(C)2015 JapanFederationofLaborandSocialSecurityAttorney'sAssociations.AllRightsReserved.

6

個人番号を付する主な届出の例

社会保障分野

○ 事業主は、**雇用保険、健康保険、年金**などの場面で提出を要する書面に、従業員等の個人番号を記載することになります。

主な提出書類の例	提出者	提出先	根拠条文
雇用保険被保険者資格取得届	適用事業所の事業主	ハローワーク	雇用保険法施行規則第6条
雇用保険被保険者資格喪失届	適用事業所の事業主	ハローワーク	雇用保険法施行規則第7条
健康保険・厚生年金保険被保険者資格取得届	適用事業所の事業主	健康保険組合・日本年金機構	健康保険法施行規則第24条 厚生年金保険法施行規則第15条
健康保険・厚生年金保険被保険者資格喪失届	適用事業所の事業主	健康保険組合・日本年金機構	健康保険法施行規則第29条 厚生年金保険法施行規則第22条

税分野

○ 税務署に提出する法定調書等に、従業員や株主等の個人番号を記載することになります。

※一般の民間企業（非金融機関）の場合

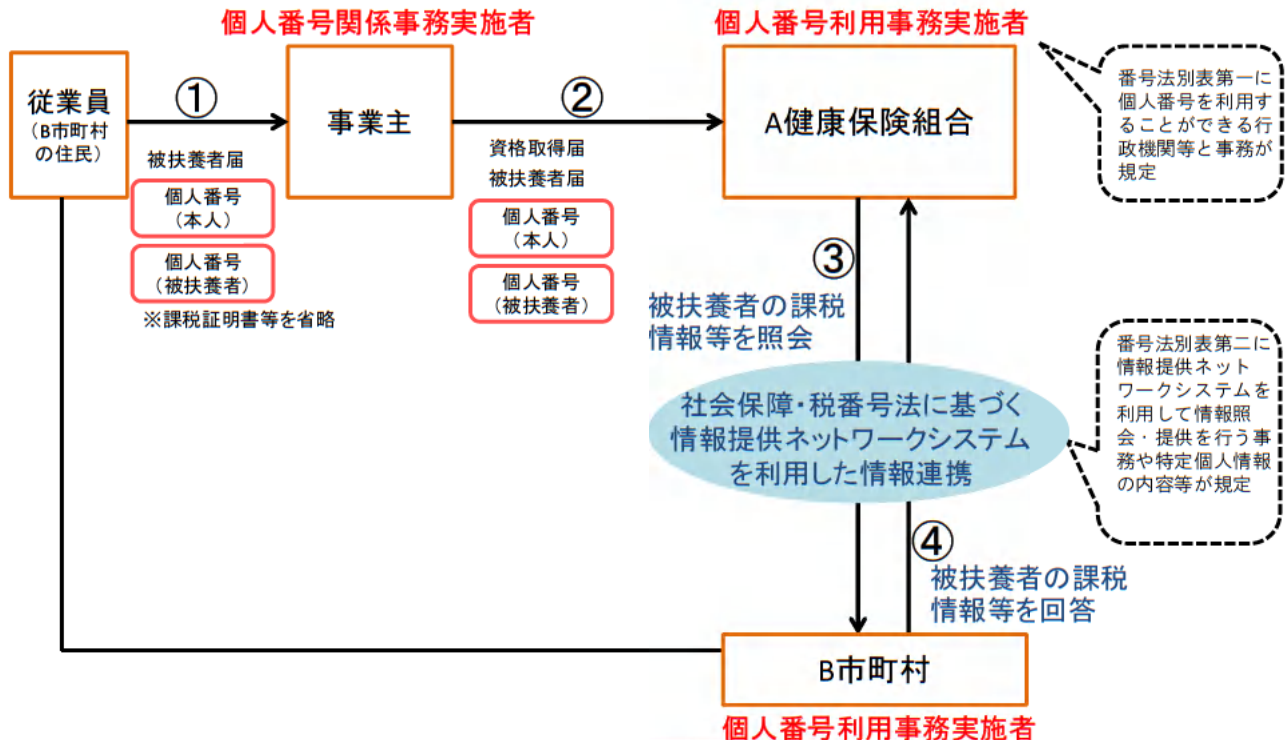
法定調書	提出者	根拠条文（所得税法）
給与所得の源泉徴収票	給与等の支払をする者	第226条第1項
退職所得の源泉徴収票	退職手当等の支払をする者	第226条第2項
報酬、料金、契約金及び賞金の支払調書	報酬、料金、契約金又は賞金の支払をする者	第225条第1項第3号
配当、剰余金の分配及び基金利息の支払調書	利益の配当、剰余金の分配又は基金利息の支払をする法人	第225条第1項第2号
不動産の使用料等の支払調書	不動産の使用料等の支払をする法人及び不動産業者である個人	第225条第1項第9号
不動産等の譲受けの対価の支払調書	居住者又は内国法人に対し譲渡対価の支払をする法人及び不動産業者である個人	第225条第1項第9号

Copyright(C)2015 JapanFederationofLaborandSocialSecurityAttorney'sAssociations.AllRightsReserved.

7

個人番号利用事務と情報連携のイメージ

【イメージ図:健康保険組合の健康保険被保険者資格取得届の例】



個人番号をその内容を含む個人情報を「特定個人情報」という
※漏洩等については個人情報保護法による措置よりも厳しい措置が番号法に規定されている

Copyright © 2015 Japan Federation of Labor and Social Security Associations. All rights reserved.

番号制度導入に伴う社会保険関連手続の変更について

1. 概要

- 社会保障・税番号制度導入に伴い、雇用保険、健康保険、厚生年金保険の届出様式等に「個人番号」や「法人番号」を追加する等の改正を予定。
 - 事業主の皆様には、各種届出において従業員等の個人番号を記載していただくため、従業員等からの個人番号の取得、本人確認及び適切な管理をお願いすることとなる。
- ※ 個人番号を取得するときは、個人情報保護法第18条に基づき、利用目的を本人に通知又は公表する必要がある。また、本人から直接書面に記載された個人番号を取得する場合は、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示する必要がある。この場合、複数の利用目的をまとめて明示することは可能であり、雇用保険や健康保険の事務等をまとめて明示していただく等して、なるべく効率的にご対応いただくことを想定。

2. 具体的内容・時期

分野	主な届出書等の内容	施行日
雇用保険	以下の様式に「個人番号」を追加予定 ・雇用保険被保険者資格取得届 ・雇用保険被保険者資格喪失届 等 以下の様式に「法人番号」を追加予定 ・雇用保険適用事業所設置届 等	平成28年1月1日提出分～
健康保険・厚生年金保険	以下の様式に「個人番号」を追加予定 ・健康保険・厚生年金保険被保険者資格取得届 ・健康保険・厚生年金保険被保険者資格喪失届 ・健康保険被扶養者(異動)届 等 以下の様式に「法人番号」を追加予定 ・新規適用届等	平成29年1月1日提出分～

※ この他、既存の従業員・被扶養者分の個人番号について、平成28年1月以降いずれかの時期に、健康保険組合・ハローワークにご報告のお願いをする予定。

※ 国民健康保険組合については、平成28年1月1日～各種届出書等にマイナンバーを記載することとなります。

Copyright © 2015 Japan Federation of Labor and Social Security Associations. All rights reserved.

雇用保険関連事務における変更点(事業主提出関係)

●雇用保険関連事務では、現時点で以下の変更を予定

変更される様式等	変更概要	提出者	提出先	省略できる添付資料	個人番号を取得する際の本人確認措置
雇用保険被保険者資格取得届 (雇用保険法施行規則様式第2号)	個人番号欄の追加	適用事業所の事業主	ハローワーク	—	事業主において実施
雇用保険被保険者資格喪失届・氏名変更届 (雇用保険法施行規則様式第4号)	個人番号欄の追加	適用事業所の事業主	ハローワーク	—	事業主において実施
高年齢雇用継続給付受給資格確認票・(初回)高年齢雇用継続給付申請書 (雇用保険法施行規則様式第33号の3)	個人番号欄の追加	適用事業所の事業主 (注)	ハローワーク	—	事業主において実施
育児休業給付受給資格確認票・(初回)育児休業給付金支給申請書 (雇用保険法施行規則様式第33号の5)	個人番号欄の追加	適用事業所の事業主 (注)	ハローワーク	—	事業主において実施
介護休業給付金支給申請書 (雇用保険法施行規則様式第33号の6)	個人番号欄の追加	適用事業所の事業主 (注)	ハローワーク	住民票	事業主において実施

(注)事業主の方が提出することについて労使間で協定を締結した上で、できるだけ事業主の方に提出していただくこととしている。

※この他、以下の申請書にも「個人番号」欄が追加される等の変更がある予定。

- ・雇用保険被保険者離職票-1(雇用保険法施行規則様式第6号)
- ・教育訓練給付金支給申請書(雇用保険法施行規則様式第33号の2)
- ・教育訓練給付金及び教育訓練支援給付金受給資格確認票(雇用保険法施行規則様式第33号の2の2)
- ・日雇労働被保険者資格取得届(雇用保険法施行規則様式第25号)
- ・未支給失業等給付請求書(雇用保険法施行規則様式第10号の4)

※また、「障害者初回雇用奨励金支給申請書」「中小企業障害者多数雇用施設設置等助成金支給申請書」「障害者トライアル雇用奨励金実施計画書」等においても個人番号欄を追加する予定。

Copyright(C)2015 JapanFederationofLaborandSocialSecurityAttorney'sAssociations.AllRightsReserved.

10

健康保険・厚生年金保険関連事務(適用関係)における変更点 (事業主提出関係)

●健康保険・厚生年金保険関連事務(適用関係)では、現時点で以下の変更を予定

届出書等の様式変更	変更概要	提出者	提出先	省略できる添付資料	個人番号を取得する際の本人確認措置
健康保険・厚生年金保険被保険者資格取得届／厚生年金保険70歳以上被用者該当届(案)	個人番号欄の追加	適用事業所の事業主	健康保険組合・日本年金機構	—	事業主において実施
健康保険・厚生年金保険被保険者資格喪失届／厚生年金保険70歳以上被用者不該当届(案)	個人番号欄の追加	適用事業所の事業主	健康保険組合・日本年金機構	—	事業主において実施
厚生年金保険被保険者資格喪失届／70歳以上被用者該当届(案)	個人番号欄の追加	適用事業所の事業主	日本年金機構	—	事業主において実施
健康保険・厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届／厚生年金保険70歳以上被用者算定基礎届(案)	個人番号欄の追加(70歳以上被用者の場合に限る)	適用事業所の事業主	健康保険組合・日本年金機構	—	事業主において実施
健康保険・厚生年金保険被保険者報酬月額変更届／厚生年金保険70歳以上被用者月額変更届(案)	個人番号欄の追加(70歳以上被用者の場合に限る)	適用事業所の事業主	健康保険組合・日本年金機構	—	事業主において実施

Copyright(C)2015 JapanFederationofLaborandSocialSecurityAttorney'sAssociations.AllRightsReserved.

11

届出書等の様式変更	変更概要	提出者	提出先	省略できる添付資料	個人番号を取得する際の本人確認措置
健康保険・厚生年金保険被保険者賞与支払届／厚生年金保険70歳以上被用者賞与支払届(案)	個人番号欄の追加(70歳以上被用者の場合に限る)	適用事業所の事業主	健康保険組合・日本年金機構	—	事業主において実施
健康保険被扶養者(異動)届／国民年金第3号被保険者関係届(案)	個人番号欄の追加	適用事業所の事業主	健康保険組合・日本年金機構	住民票所得証明書	事業主において実施(国民年金第3号被保険者のみ) 被保険者が実施(被扶養者分のみ)
国民年金第3号被保険者関係届(案)	個人番号欄の追加	適用事業所の事業主	日本年金機構	住民票所得証明書	事業主において実施
健康保険・厚生年金保険育児休業等取得者申出書(新規・延長)／終了届(案)	個人番号欄の追加	適用事業所の事業主	健康保険組合・日本年金機構	—	事業主において実施
健康保険・厚生年金保険育児休業等終了時報酬月額変更届／厚生年金保険70歳以上被用者育児休業等終了時報酬月額相当額変更届(案)	個人番号欄の追加	適用事業所の事業主	健康保険組合・日本年金機構	—	事業主において実施
健康保険・厚生年金保険産前産後休業取得者申出書／変更(終了)届(案)	個人番号欄の追加	適用事業所の事業主	健康保険組合・日本年金機構	—	事業主において実施
健康保険・厚生年金保険産前産後休業終了時報酬月額変更届／厚生年金保険70歳以上被用者産前産後休業終了時報酬月額相当額変更届(案)	個人番号欄の追加	適用事業所の事業主	健康保険組合・日本年金機構	—	事業主において実施
厚生年金保険養育期間標準報酬月額特例申出書・終了届(案)	個人番号欄の追加	適用事業所の事業主	日本年金機構	住民票	事業主において実施

Copyright(C)2015 JapanFederationofLaborandSocialSecurityAttorney'sAssociations.AllRightsReserved.

12

届出書等の様式変更	変更概要	提出者	提出先	省略できる添付資料	個人番号を取得する際の本人確認措置
厚生年金保険被保険者種別変更届(案)	個人番号欄の追加	適用事業所の事業主	日本年金機構	—	事業主において実施
厚生年金保険特例加入被保険者資格取得申出書(案)	個人番号欄の追加	適用事業所の事業主	日本年金機構	—	事業主において実施
厚生年金保険特例加入被保険者資格喪失申出書(案)	個人番号欄の追加	適用事業所の事業主	日本年金機構	—	事業主において実施
健康保険・厚生年金保険新規適用届(案)	法人番号の追加	適用事業所の事業主	健康保険組合・日本年金機構	—	—

※組合によっては、被保険者証の検認又は更新等において、個人番号を記入した書類の提出を求められることがあります。

※この他、以下の申請書にも「個人番号」欄が追加される等の変更がある予定。

- ・2以上事業所の選択の届出(健保則第2条)
- ・2以上事業所勤務の届出(健保則第37条)
- ・日雇特例被保険者の適用除外の承認申請の受理(健保則第113条)
- ・日雇特例被保険者手帳の交付申請(健保則第114条)
- ・任意継続被保険者の資格取得申請の届出(健保則第42条)、喪失申出(健保則第43条)
- ・任意継続被保険者の被扶養者届(健保則第38条)
- ・任意継続被保険者の介護保険第二号被保険者該当・非該当の届出(健保則第40条、第41条)

Copyright(C)2015 JapanFederationofLaborandSocialSecurityAttorney'sAssociations.AllRightsReserved.

13

健康保険(給付関係)における変更点(事業主提出関係)

●健康保険(給付関係)では、現時点で主に以下の変更を予定

申請書等の記載事項の変更	変更概要	提出者	提出先	省略できる添付資料	個人番号を取得する際の本人確認措置
食事療養標準負担額の減額に関する申請	個人番号の追加	被保険者(※1)	全国健康保険協会・健康保険組合	—	全国健康保険協会・健康保険組合
生活療養標準負担額の減額に関する申請	個人番号の追加	被保険者(※1)	全国健康保険協会・健康保険組合	—	全国健康保険協会・健康保険組合
療養費の支給の申請	個人番号の追加	被保険者(※1)	全国健康保険協会・健康保険組合	—	全国健康保険協会・健康保険組合
移送費の支給の申請	個人番号の追加	被保険者(※1)	全国健康保険協会・健康保険組合	—	全国健康保険協会・健康保険組合
傷病手当金の支給の申請	個人番号の追加	被保険者(※1, 2)	全国健康保険協会・健康保険組合	年金給付額を証明する書類等	全国健康保険協会・健康保険組合
埋葬料(費)の支給の申請	個人番号の追加	被保険者(※1, 2)	全国健康保険協会・健康保険組合	生計維持を確認できる書類(住民票)等	全国健康保険協会・健康保険組合
出産育児一時金の支給の申請	個人番号の追加	被保険者(※1)	全国健康保険協会・健康保険組合	—	全国健康保険協会・健康保険組合
出産手当金の支給の申請	個人番号の追加	被保険者(※1, 2)	全国健康保険協会・健康保険組合	—	全国健康保険協会・健康保険組合
法第八十二条第二項から第四項までの規定に該当するに至った場合の届出	個人番号の追加	被保険者(※1)	全国健康保険協会・健康保険組合	—	全国健康保険協会・健康保険組合
家族埋葬料の支給の申請	個人番号の追加	被保険者(※1)	全国健康保険協会・健康保険組合	—	全国健康保険協会・健康保険組合

申請書等の記載事項の変更	変更概要	提出者	提出先	省略できる添付資料	個人番号を取得する際の本人確認措置
特定疾病の認定の申請等	個人番号の追加	被保険者(※1, 3)	全国健康保険協会・健康保険組合	—	全国健康保険協会・健康保険組合
限度額適用認定の申請	個人番号の追加	被保険者(※1, 3)	全国健康保険協会・健康保険組合	—	全国健康保険協会・健康保険組合
限度額適用・標準負担額減額の認定の申請等	個人番号の追加	被保険者(※1, 3)	全国健康保険協会・健康保険組合	—	全国健康保険協会・健康保険組合
高額療養費の支給の申請	個人番号の追加	被保険者(※1)	全国健康保険協会・健康保険組合	—	全国健康保険協会・健康保険組合
高額介護合算療養費の支給の申請等	個人番号の追加	被保険者(※1)	全国健康保険協会・健康保険組合	—	全国健康保険協会・健康保険組合
高額介護合算療養費の支給及び証明書の交付の申請等	個人番号の追加	被保険者(※1)	全国健康保険協会・健康保険組合	—	全国健康保険協会・健康保険組合

※1 被保険者が直接保険者に提出するのではなく事業主を経由して提出している場合もあるが、その場合における個人番号の提供や本人確認措置の実施方法については、追ってQA等でお示しすることとしている。

※2 申請時において事業主からの証明書が必要

※3 健保法施行規則において、事業主経由で行うことが可能(意思表示が必要)とされており、これにより事業主を経由して提出する場合については、※1と同様に追ってQA等でお示しすることとしている。

※4 被保険者が提出する申請書に、被扶養者の個人番号を記載しなければならない場合には、基本的に被扶養者の本人確認措置は被保険者本人が実施することを想定している。

マイナンバーを従業員などから取得するときは、 利用目的の明示と厳格な本人確認が必要です。

利用目的はきちんと明示！

- ・マイナンバーを取得する際は、利用目的を特定して明示 (※) する必要があります。
(例) 「源泉徴収票作成事務」「健康保険・厚生年金保険加入等事務」
- ・源泉徴収や年金・医療保険・雇用保険など、複数の目的で利用する場合は、まとめて目的を示しても構いません。

※個人番号を取得するときは、個人情報保護法第18条に基づき、利用目的を本人に通知又は公表する。また、本人から直接書面に記載された個人番号を取得する場合は、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示する。

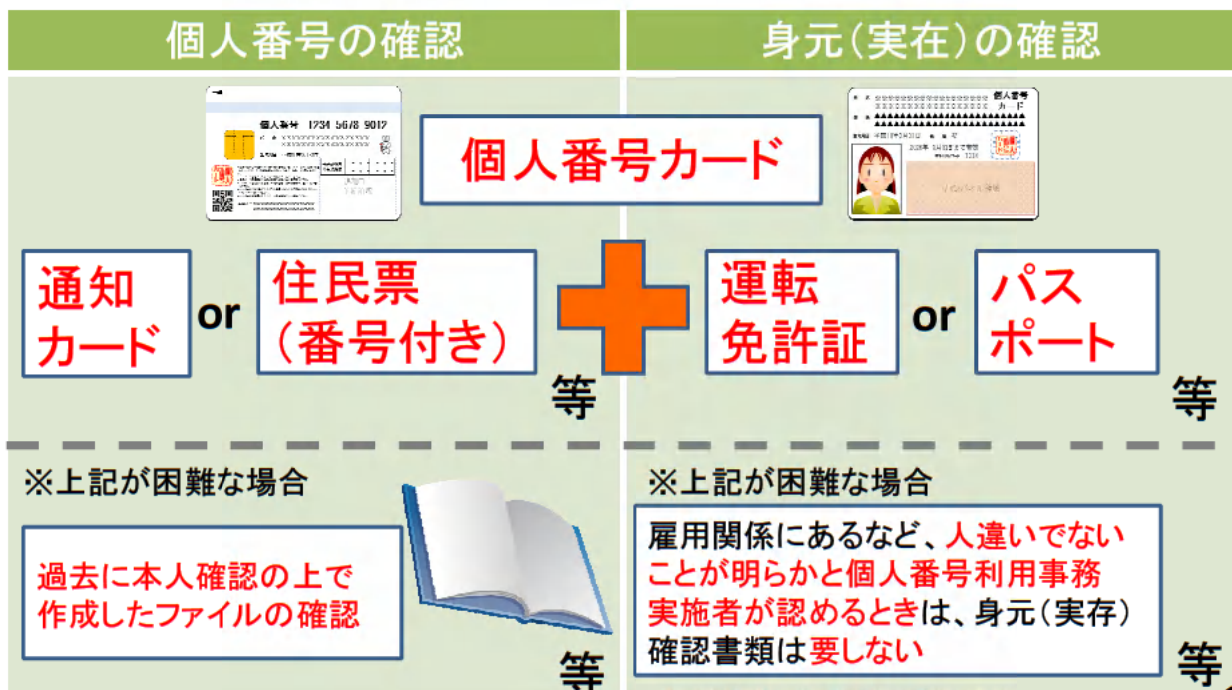


本人確認はなりすまし防止のためにも厳格に！

- ・マイナンバーを取得する際は、他人のなりすまし等を防止するため、厳格な本人確認を行います。
- ・本人確認では、①正しい番号であることの確認 (番号確認) と②手続きを行っている者が番号の正しい持ち主であることの確認 (身元確認) を行います。

Copyright (C) 2015 Japan Federation of Labor and Social Security Attorney's Associations. All Rights Reserved. 16

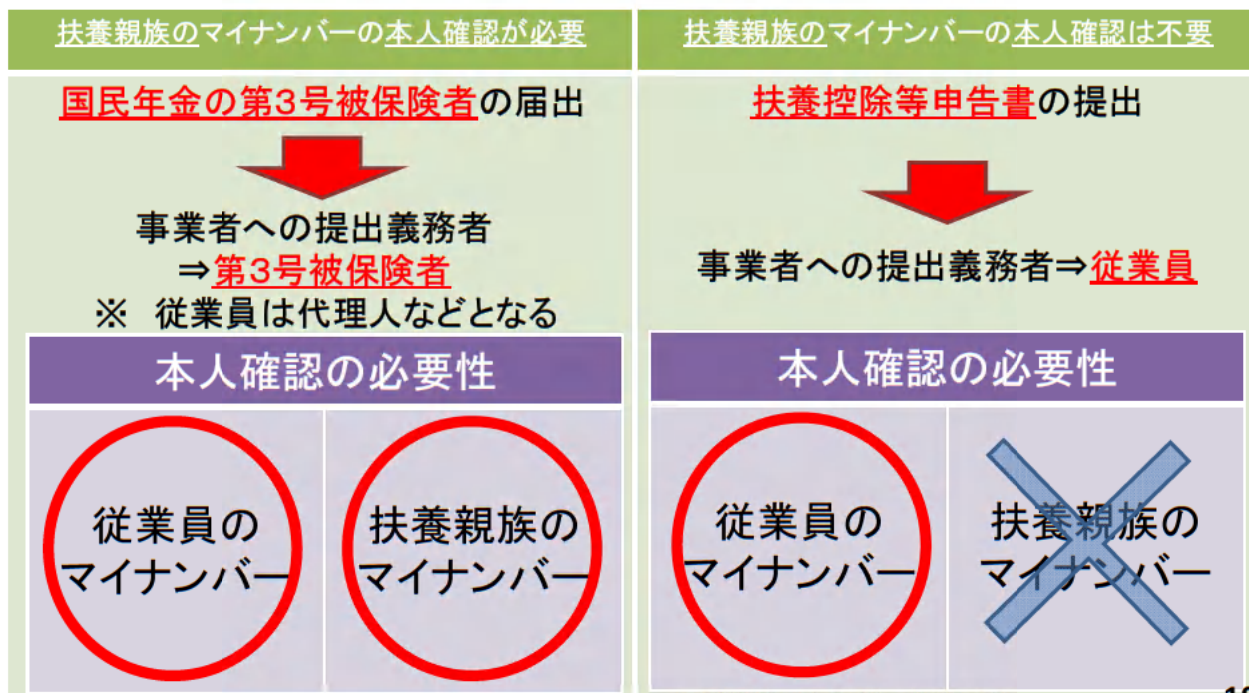
マイナンバー取得の際の本人確認では、 番号確認と身元確認を行います。



Copyright (C) 2015 Japan Federation of Labor and Social Security Attorney's Associations. All Rights Reserved. 17

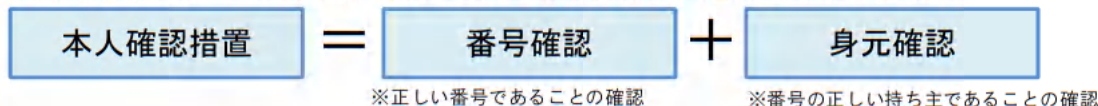


従業員から扶養親族のマイナンバーを取得する場合、民間事業者が扶養親族の本人確認を実施する必要がある場合があります。



(参考) 本人確認措置について

個人番号を本人から取得する場合には、**本人確認措置**をおこなう必要があります。



【本人確認措置に関する主なQA】

Q1 本人確認は、マイナンバー(個人番号)の提供を受ける度に行わなければならないのですか？

A1 マイナンバーの提供を受ける都度、本人確認を行う必要があります。例えば、従業員からマイナンバーを記載した扶養控除等申告書を毎年提出してもらう場合、本人確認も毎回行う必要があります。ただし、2回目以降の番号確認は、個人番号カードや通知カードなどの提示を受けることが困難であれば、事業者が初回に本人確認を行って取得したマイナンバーの記録と照合する方法でも構いません。また、身元確認については、雇用関係にあることなどから本人に相違ないことが明らかに判断できると個人番号利用事務実施者が認めるときは、身元確認のための書類の提示は必要ありません。

Q2 マイナンバー(個人番号)を取得し、本人確認を行う事務を委託することはできますか？

A2 委託は可能ですが、番号法第11条に基づき、受託者に対し、必要かつ適切な監督を行う必要があります。受託者は、マイナンバーの取得にあたって、委託者のどのような事務で利用されるのか、利用目的を明示する必要があります。

Q3 従業員の扶養家族のマイナンバー(個人番号)を取得するときは、事業者が扶養家族の本人確認も行わなければならないのでしょうか？

A3 扶養家族の本人確認は、各制度の中で扶養家族のマイナンバーの提供が誰に義務づけられているのかによって異なります。例えば、税の年末調整では、従業員が、事業主に対してその扶養家族のマイナンバーの提供を行うこととされているため、従業員は個人番号関係事務実施者として、その扶養家族の本人確認を行う必要があります。この場合、事業主が、扶養家族の本人確認を行う必要はありません。一方、国民年金の第3号被保険者の届出では、従業員の配偶者(第3号被保険者)本人が事業主に対して届出を行う必要がありますので、事業主が当該配偶者の本人確認を行う必要があります。通常は従業員が配偶者に代わって事業主に届出をすることが想定されますが、その場合は、従業員が配偶者の代理人としてマイナンバーを提供することとなりますので、事業主は代理人からマイナンバーの提供を受ける場合の本人確認を行う必要があります。なお、配偶者からマイナンバーの提供を受けて本人確認を行う事務を事業者が従業員に委託する方法も考えられます。

(参考)本人確認の措置①

【Ⅰ. 本人から個人番号の提供を受ける場合】

	番号確認	身元(実存)確認
対面(郵送)	<p>① 個人番号カード【注16】</p> <p>② 通知カード【注16】</p> <p>③ 個人番号が記載された住民票の写し・住民票記載事項証明書【令12D】</p>	<p>① 個人番号カード【注16】</p> <p>② 運転免許証、運転経歴証明書、旅券、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳、在留カード、特別永住者証明書【R17D-1、R17D-2】</p> <p>③ 官公署から発行・発給された書類その他これに類する書類であって、写真の表示等の措置が施され、個人番号利用事務実施者が適当と認めるもの(ⅰ氏名、ⅱ生年月日又は住所、が記載されているもの)【R17D-2、R17D-3】</p> <p>④ ①から③までが困難であると認められる場合は、以下の書類を2つ以上【R17D-3、R17D-4】 ア 公的医療保険の被保険者証、年金手帳、児童扶養手当証書、特別児童扶養手当証書 イ 官公署又は個人番号利用事務実施者・個人番号関係事務実施者から発行・発給された書類その他これに類する書類であって個人番号利用事務実施者が適当と認めるもの(ⅰ氏名、ⅱ生年月日又は住所、が記載されているもの) ウ 申告書等又はこれと同時に提出される口座振替納付に係る書面に記載されている預貯金口座の氏名、金融機関・店舗、預貯金の種別・口座番号の確認 エ 調査において確認した事項等の個人番号の提供を行う者しか知り得ない事項の確認 オ アからエまでが困難であると認められる場合であって、還付請求でないときは、過去に本人確認の上で受理している申告書等に記載されている純損失の金額、雑損失の金額その他申告書等を作成するに当たって必要となる事項又は考慮すべき事情であって財務大臣等が適当と認めるものの確認</p> <p>⑤ ①から③までが困難であると認められる場合であって、財務大臣、国税庁長官、都道府県知事又は市町村長が租税に関する事務において個人番号の提供を受けるときは、以下のいずれかの措置をもって④に代えることができる。【R17D-3、R17D-4】 ア 公的医療保険の被保険者証、年金手帳、児童扶養手当証書、特別児童扶養手当証書のいずれか一つ イ 申告書等に添付された書類であって、本人に対し一に限り発行・発給された書類又は官公署から発行・発給された書類に記載されているⅰ氏名、ⅱ生年月日又は住所、の確認 ウ 申告書等又はこれと同時に提出される口座振替納付に係る書面に記載されている預貯金口座の氏名、金融機関・店舗、預貯金の種別・口座番号の確認 エ 調査において確認した事項等の個人番号の提供を行う者しか知り得ない事項の確認 オ アからエまでが困難であると認められる場合であって、還付請求でないときは、過去に本人確認の上で受理している申告書等に記載されている純損失の金額、雑損失の金額その他申告書等を作成するに当たって必要となる事項又は考慮すべき事情であって財務大臣等が適当と認めるものの確認</p> <p>⑥ 個人番号の提供を行う者と雇用関係にあること等の事情を勘案し、人違いでないことが明らかと個人番号利用事務実施者が認めるときは、身元(実存)確認書類は要しない。【R17D-5】</p>
	<p>④ ①から③までが困難であると認められる場合【R17D-5】 ア 地方公共団体情報システム機構への確認(個人番号利用事務実施者) イ 住民基本台帳の確認(市町村長) ウ 過去に本人確認の上、特定個人情報ファイルを作成している場合には、当該特定個人情報ファイルの確認。 エ 官公署又は個人番号利用事務実施者・個人番号関係事務実施者から発行・発給された書類その他これに類する書類であって個人番号利用事務実施者が適当と認める書類(ⅰ個人番号、ⅱ氏名、ⅲ生年月日又は住所、が記載されているもの) ※ 源泉徴収票など個人番号利用事務等実施者が発行等する書類や、自己の個人番号に相違ない旨の本人による申告書を想定。</p>	<p>④ ①から③までが困難であると認められる場合であって、財務大臣、国税庁長官、都道府県知事又は市町村長が租税に関する事務において個人番号の提供を受けるときは、以下のいずれかの措置をもって④に代えることができる。【R17D-3、R17D-4】 ア 公的医療保険の被保険者証、年金手帳、児童扶養手当証書、特別児童扶養手当証書のいずれか一つ イ 申告書等に添付された書類であって、本人に対し一に限り発行・発給された書類又は官公署から発行・発給された書類に記載されているⅰ氏名、ⅱ生年月日又は住所、の確認 ウ 申告書等又はこれと同時に提出される口座振替納付に係る書面に記載されている預貯金口座の氏名、金融機関・店舗、預貯金の種別・口座番号の確認 エ 調査において確認した事項等の個人番号の提供を行う者しか知り得ない事項の確認 オ アからエまでが困難であると認められる場合であって、還付請求でないときは、過去に本人確認の上で受理している申告書等に記載されている純損失の金額、雑損失の金額その他申告書等を作成するに当たって必要となる事項又は考慮すべき事情であって財務大臣等が適当と認めるものの確認</p>
オンライン	<p>① 個人番号カード(ICチップの読み取り)【R14-1】</p> <p>② 以下のいずれかの措置 ア 地方公共団体情報システム機構への確認(個人番号利用事務実施者)【R14-2-1】 イ 住民基本台帳の確認(市町村長)【R14-2-1】 ウ 過去に本人確認の上、特定個人情報ファイルを作成している場合には、当該特定個人情報ファイルの確認【R14-2-1】 エ 官公署若しくは個人番号利用事務実施者・個人番号関係事務実施者から発行・発給された書類その他これに類する書類であって個人番号利用事務実施者が適当と認める書類(ⅰ個人番号、ⅱ氏名、ⅲ生年月日又は住所、が記載されているもの)若しくはその写しの提出又は当該書類に係る電磁的記録の送信【R14-2-2】 ※ 通知カードの写しを別途郵送・PDFファイルの添付送信などを想定。</p>	<p>① 個人番号カード(ICチップの読み取り)【R14-1】</p> <p>② 公的個人認証による電子署名【R14-2-1】</p> <p>③ 個人番号利用事務実施者が適当と認める方法【R14-2-2】 ※ 民間発行の電子署名、個人番号利用事務実施者によるID・PWの発行などを想定。</p>
電話	<p>① 過去に本人確認の上作成している特定個人情報ファイルの確認【R13D-3】 ② 地方公共団体情報システム機構への確認(個人番号利用事務実施者)【R13D-1】 ③ 住民基本台帳の確認(市町村長)【R13D-2】</p>	<p>○ 本人しか知り得ない事項その他の個人番号利用事務実施者が適当と認める事項の申告【R13D-3】 ※ 基礎年金番号などの固有の番号、給付の受取先金融機関名等の複数聴取などを想定。</p>

(注1) 郵送の場合は、書類又はその写しの提出

(注2) 本人確認の上特定個人情報ファイルを作成している場合であって、個人番号利用事務・個人番号関係事務にあたって電話で個人番号の提供を受け、当該ファイルにおいて個人情報を検索、管理する場合に限る。

(参考)本人確認の措置②

【Ⅱ. 本人の代理人から個人番号の提供を受ける場合】

	代理権の確認	代理人の身元(実存)の確認	本人の番号確認
対面(郵送)	<p>① 法定代理人の場合は、戸籍謄本その他その資格を証明する書類【R16D-1】</p> <p>② 任意代理人の場合には、委任状【R16D-2】</p> <p>③ ①②が困難であると認められる場合には、官公署又は個人番号利用事務実施者・個人番号関係事務実施者から本人に対し一に限り発行・発給された書類その他これに類する書類であって個人番号利用事務実施者が適当と認める書類【R16D-3】 ※ 本人の健康保険証などを想定。</p>	<p>① 代理人の個人番号カード、運転免許証、運転経歴証明書、旅券、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳、在留カード、特別永住者証明書【R17D-1】</p> <p>② 官公署から発行・発給された書類その他これに類する書類であって、写真の表示等の措置が施され、個人番号利用事務実施者が適当と認めるもの(ⅰ氏名、ⅱ生年月日又は住所、が記載されているもの)【R17D-2】</p> <p>②' 法人の場合は、登記事項証明書その他の官公署から発行・発給された書類及び現に個人番号の提供を行う者と当該法人との関係を確認する書類その他これらに類する書類であって個人番号利用事務実施者が適当と認める書類(ⅰ商号又は名称、ⅱ本店又は主たる事務所の所在地、が記載されているもの)【R17D-2】</p> <p>③ ①②が困難であると認められる場合は、以下の書類を2つ以上【R17D-3】 ア 公的医療保険の被保険者証、年金手帳、児童扶養手当証書、特別児童扶養手当証書 イ 官公署又は個人番号利用事務実施者・個人番号関係事務実施者から発行・発給された書類その他これに類する書類であって個人番号利用事務実施者が適当と認めるもの(ⅰ氏名、ⅱ生年月日又は住所、が記載されているもの) ウ 申告書等又はこれと同時に提出される口座振替納付に係る書面に記載されている預貯金口座の氏名、金融機関・店舗、預貯金の種別・口座番号の確認 エ 調査において確認した事項等の個人番号の提供を行う者しか知り得ない事項の確認 オ アからエまでが困難であると認められる場合であって、還付請求でないときは、過去に本人確認の上で受理している申告書等に記載されている純損失の金額、雑損失の金額その他申告書等を作成するに当たって必要となる事項又は考慮すべき事情であって財務大臣等が適当と認めるものの確認</p> <p>④ ①②が困難であると認められる場合であって、財務大臣、国税庁長官、都道府県知事又は市町村長が代理人たる税理士等から租税に関する事務において個人番号の提供を受けるときは、税理士名簿等の確認をもって③に代えることができる。【R17D-3】</p> <p>⑤ 個人番号の提供を行う者と雇用関係にあること等の事情を勘案し、人違いでないことが明らかと個人番号利用事務実施者が認めるときは、身元(実存)確認書類は要しない【R17D-5】</p>	<p>① 本人の個人番号カード又はその写し【R18】</p> <p>② 本人の通知カード又はその写し【R18】</p> <p>③ 本人の個人番号が記載された住民票の写し・住民票記載事項証明書又はその写し【R18】</p> <p>④ ①から③までが困難であると認められる場合 ア 地方公共団体情報システム機構への確認(個人番号利用事務実施者)【R19D-1】 イ 住民基本台帳の確認(市町村長)【R19D-2】 ウ 過去に本人確認の上特定個人情報ファイルを作成している場合には、当該特定個人情報ファイルの確認【R19D-3】 エ 官公署又は個人番号利用事務実施者・個人番号関係事務実施者から発行・発給された書類その他これに類する書類であって個人番号利用事務実施者が適当と認める書類(ⅰ個人番号、ⅱ氏名、ⅲ生年月日又は住所、が記載されているもの)【R19D-4】 ※ 源泉徴収票など個人番号利用事務等実施者が発行する書類、自己の個人番号に相違ない旨の本人による申告書などを想定。</p>
	オンライン	<p>○ 本人及び代理人のⅰ氏名、ⅱ生年月日又は住所、並びに代理権を証明する情報の送信を受けることその他の個人番号利用事務実施者が適当と認める方法【R16D-1】 ※ 電子的に作成された委任状、代理人の事前登録などを想定。</p>	<p>○ 代理人の公的個人認証による電子署名の送信を受けることその他の個人番号利用事務実施者が適当と認める方法【R16D-2】 ※ 公的個人認証による電子署名のほか民間による電子署名、個人番号利用事務実施者によるID・PWの発行などを想定。</p>
電話	<p>○ 本人及び代理人しか知り得ない事項その他の個人番号利用事務実施者が適当と認める事項の申告【R19D-3】 ※ 本人と代理人との関係、基礎年金番号などの固有の番号、給付の受取先金融機関名等の複数聴取などを想定。</p>	<p>① 過去に本人確認の上作成している特定個人情報ファイルの確認【R19D-3】</p> <p>② 地方公共団体情報システム機構への確認(個人番号利用事務実施者)【R19D-1】</p> <p>③ 住民基本台帳の確認(市町村長)【R19D-2】</p>	<p>① 過去に本人確認の上作成している特定個人情報ファイルの確認【R19D-3】</p> <p>② 地方公共団体情報システム機構への確認(個人番号利用事務実施者)【R19D-1】</p> <p>③ 住民基本台帳の確認(市町村長)【R19D-2】</p>

(注1) 郵送の場合は、書類又はその写しの提出

(注2) 本人確認の上特定個人情報ファイルを作成している場合であって、個人番号利用事務・個人番号関係事務にあたって電話で個人番号の提供を受け、当該ファイルにおいて個人情報を検索、管理する場合に限る。

(参考) 利用目的の明示について

個人番号を取得するときは、個人情報保護法に則して、**利用目的を本人に明示しなければなりません**。なお、**複数の利用目的をまとめて明示することは可能です**。

(各種社会保険事務で使うために雇用保険、健康保険、厚生年金保険といった複数の利用目的をまとめて明示して取得できる。)

※ 個人番号を取得するときは、個人情報保護法第18条に基づき、利用目的を本人に通知又は公表する必要があります。また、本人から直接書面に記載された個人番号を取得する場合は、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示する必要があります。

【利用目的の明示に関する主なQA】

Q1 従業員などのマイナンバー(個人番号)を取得する際は、利用目的を明示しなければならないのですか。番号法のどこに規定されていますか？

A1 番号法に特段の規定がない限り、特定個人情報(マイナンバーをその内容に含む個人情報)にも個人情報保護法が適用されるので、同法第18条に基づき、個人番号を取得するときは、利用目的を本人に通知又は公表しなければなりません。また、本人から直接書面に記載された個人番号を取得する場合は、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示しなければなりません。この場合、複数の利用目的をまとめて明示等することは可能です。

Q2 源泉徴収のために取得した従業員のマイナンバー(個人番号)を社会保険の手続で利用するなど、ある個人番号関係事務のために取得した特定個人情報(マイナンバーを含む個人情報)を別の個人番号関係事務に利用することはできますか？

A2 特定個人情報(マイナンバーをその内容に含む個人情報)については、番号法第29条第3項により読み替えられた個人情報保護法第16条が適用されるため、本人の同意の有無にかかわらず、利用目的の達成に必要な範囲を超えて利用することはできません。このため、源泉徴収のために取得したマイナンバーは源泉徴収に関する事務に必要な限度でのみ利用が可能です。

Copyright(C)2015 JapanFederationofLaborandSocialSecurityAttorney'sAssociations.AllRightsReserved.

22

(参考) 特定個人情報の適正な取扱いに関する安全管理措置について

個人番号関係事務実施者として、特定個人情報を管理する場合には、**特定個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止等の安全管理措置を実施する必要があります**。

- 特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン(事業主向け)
(平成26年12月26日 特定個人情報保護委員会)

安全管理措置のほか、マイナンバーの適正な取扱いを確保するために最低限守るべき事項及び具体例を記述

<http://www.cao.go.jp/bangouseido/ppc/guideline/guideline.html>

【安全管理に関する主なQA】

Q 民間事業者がマイナンバー(個人番号)を取り扱うにあたって、注意すべきことはありますか？

A 原則としてマイナンバーを法に定められた利用範囲を超えて利用することはできませんし、特定個人情報(マイナンバーをその内容に含む個人情報)をむやみに提供することもできません。また、マイナンバーを取り扱う際は、その漏えい、滅失、毀損を防止するなど、マイナンバーの適切な管理のために必要な措置を講じなければなりません。具体的な措置については、平成26年中を目途に特定個人情報保護委員会からガイドラインが示される予定です。なお、特定個人情報を不適正に取り扱った場合には、特定個人情報保護委員会から指導・助言や勧告・命令を受ける場合があるほか、正当な理由がないのに、個人の秘密が記録された特定個人情報ファイル(マイナンバーをその内容に含む個人情報ファイル)を提供した場合などには、処罰の対象となります。

社労士業務に及ぼす影響と 対応について

社労士制度発足50年を迎える社会構造変化への対応

全国社会保険労務士会連合会
マイナンバー制度検討部会
SRP制度検討部会
システム検討部会

部会長 立岩 優征



全国社会保険労務士会連合会

JAPAN FEDERATION OF LABOR AND SOCIAL SECURITY ATTORNEY'S ASSOCIATIONS

Copyright(C)2015 JapanFederationofLaborandSocialSecurityAttorney'sAssociations.AllRightsReserved.

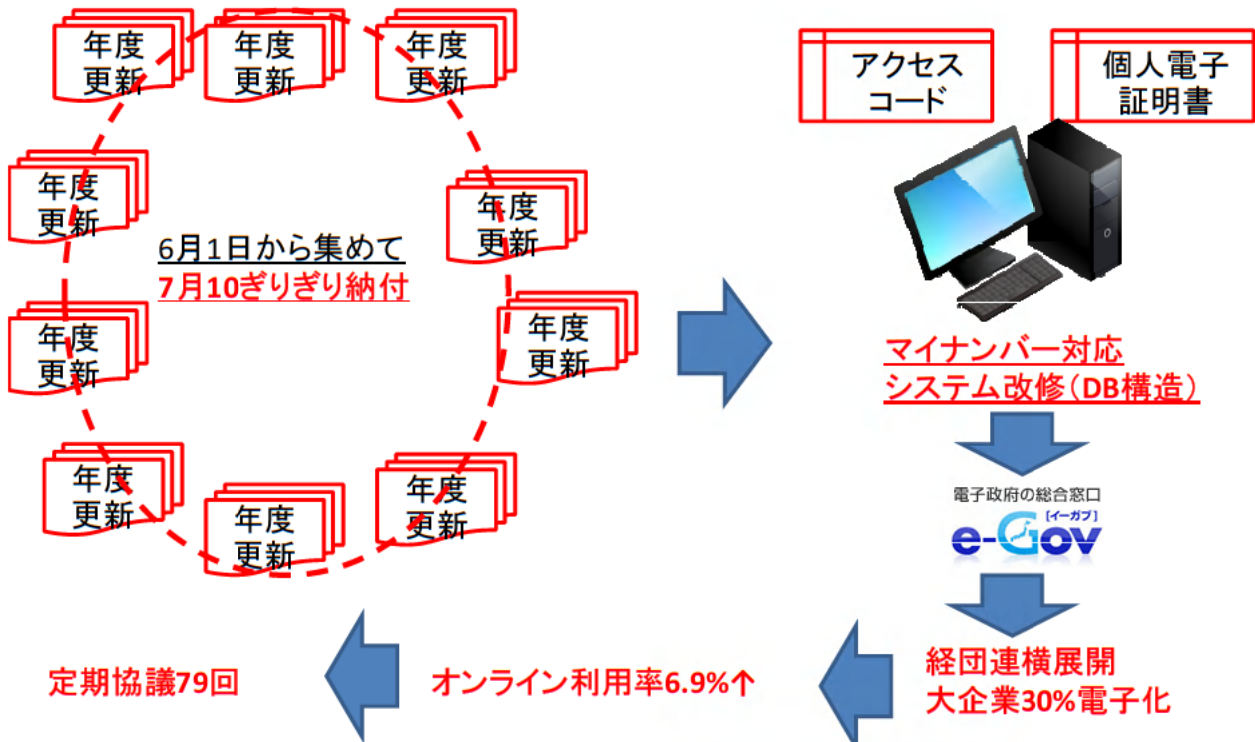


全国社会保険労務士会連合会

JAPAN FEDERATION OF LABOR AND SOCIAL SECURITY ATTORNEY'S ASSOCIATIONS

1. マイナンバー制度で 社労士が担う役割の認識

変化の兆候・社労士役割：電子申請・実務課題解決→大も



社会保障・税番号制度の導入趣旨

番号制度は、複数の機関に存在する個人の情報を同一人の情報であるという確認を行うための基盤であり、社会保障・税制度の効率性・透明性を高め、国民にとって利便性の高い公平・公正な社会を実現するための社会基盤（インフラ）である。

あるべきインフラが やっと整備

社会保障・税・災害対策の各分野で番号制度を導入

先送りとそれと終わった理由

効果

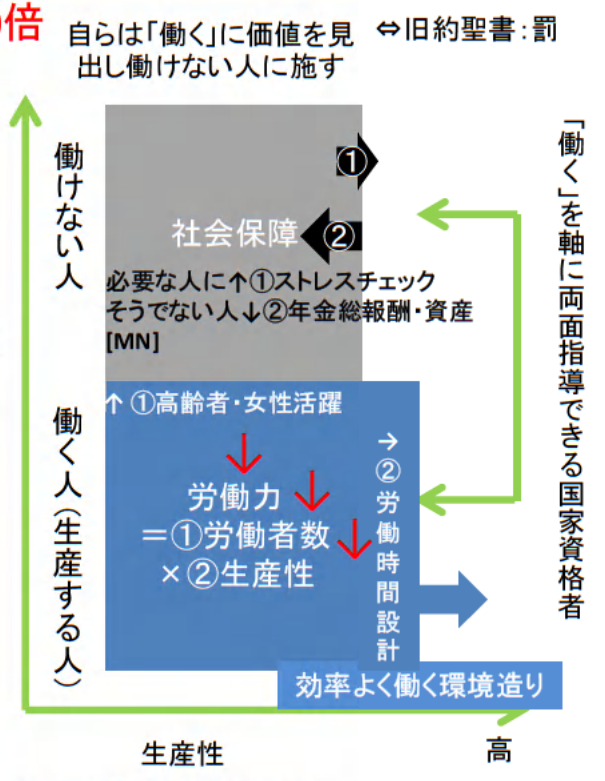
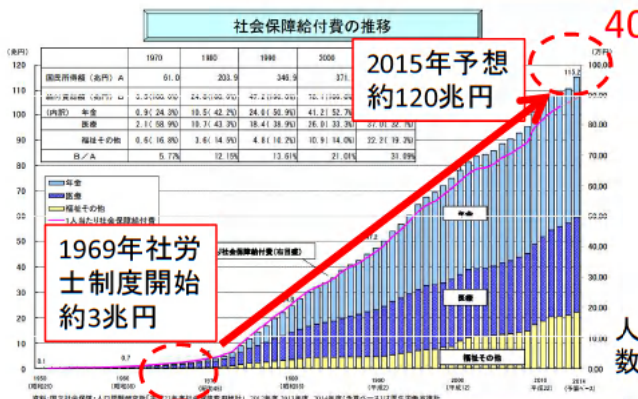
- より正確な所得把握が可能となり、社会保障や税の給付と負担の公平化が図られる
- 真に手を差し伸べるべき者を見つけることが可能となる
- 大災害時における真に手を差し伸べるべき者に対する積極的な支援に活用できる
- 社会保障や税に係る各種行政事務の効率化が図られる
- ITを活用することにより添付書類が不要となる等、国民の利便性が向上する
- 行政機関から国民にプッシュ型の行政サービスを行うことが可能となる

実現すべき社会

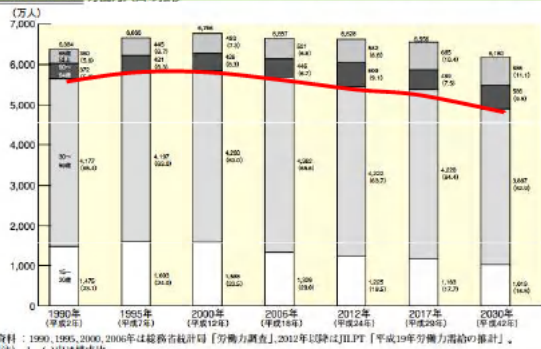
- より公平・公正な社会
- 社会保障がきめ細やかかつ的確に行われる社会
- 行政に過誤や無駄のない社会
- 国民にとって利便性の高い社会
- 国民の権利を守り、国民が自己情報をコントロールできる社会



社会保険労務士×マイナンバー＝課題先進国の解決策：資格×ツール



社労士の役割は発足から大きく変わった：切り口



資料：1990、1995、2000、2006年は総務省統計局「労働力調査」、2012年以降はJILPT「平成19年労働力需給の推計」、2021年「労働力調査」

社労士が扱う広域な行政手続領域

「社会保障と税」番号

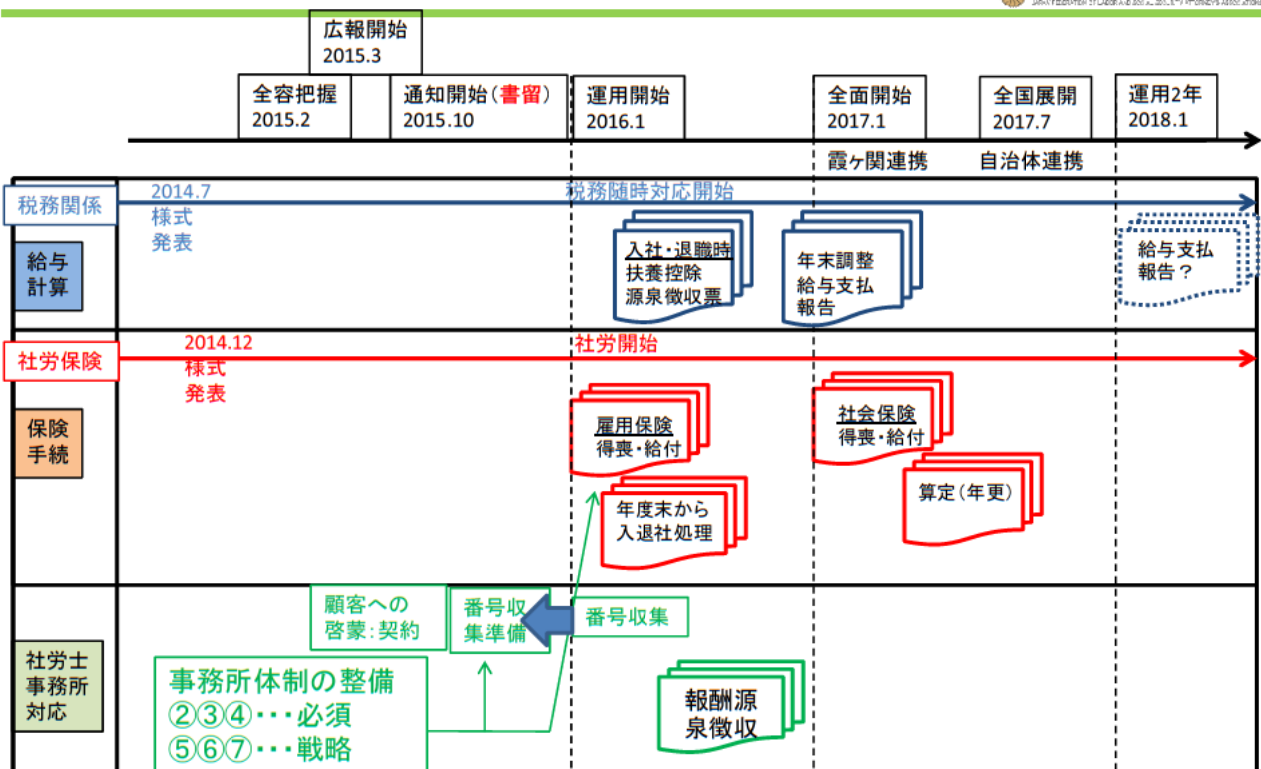
大企業 0.3% ※ ※中小企業白書より	社会保障 (労働社会保険) : 約 1.5 億件 ※ 81% ※総務省オンライン利用率資料より	税 : 約 3.5 千万件 ※ 19%
中小企業 ① 99.7%	特に社労士が必要とされる領域	← 幣法人 : 大 > 小・安定
中小企業 ② 中小規模事業者 100名以下		社労士が支援すべき領域
何を持って100人とするのか？ 解雇予告対象労働者 例) 社員10人・短期学生アルバイトが大量の飲食店が対象の可能性 「人の出入りが多い労働集約型の100人を超えるサービス業は対応に非常に苦慮」		コンビニバイトが派遣に切り替わる！？ 人材派遣会社の戦略

2. マイナンバー制度に 社労士が対応すべき全体図

Copyright(C)2015 JapanFederationofLaborandSocialSecurityAttorney'sAssociations.AllRightsReserved.

7

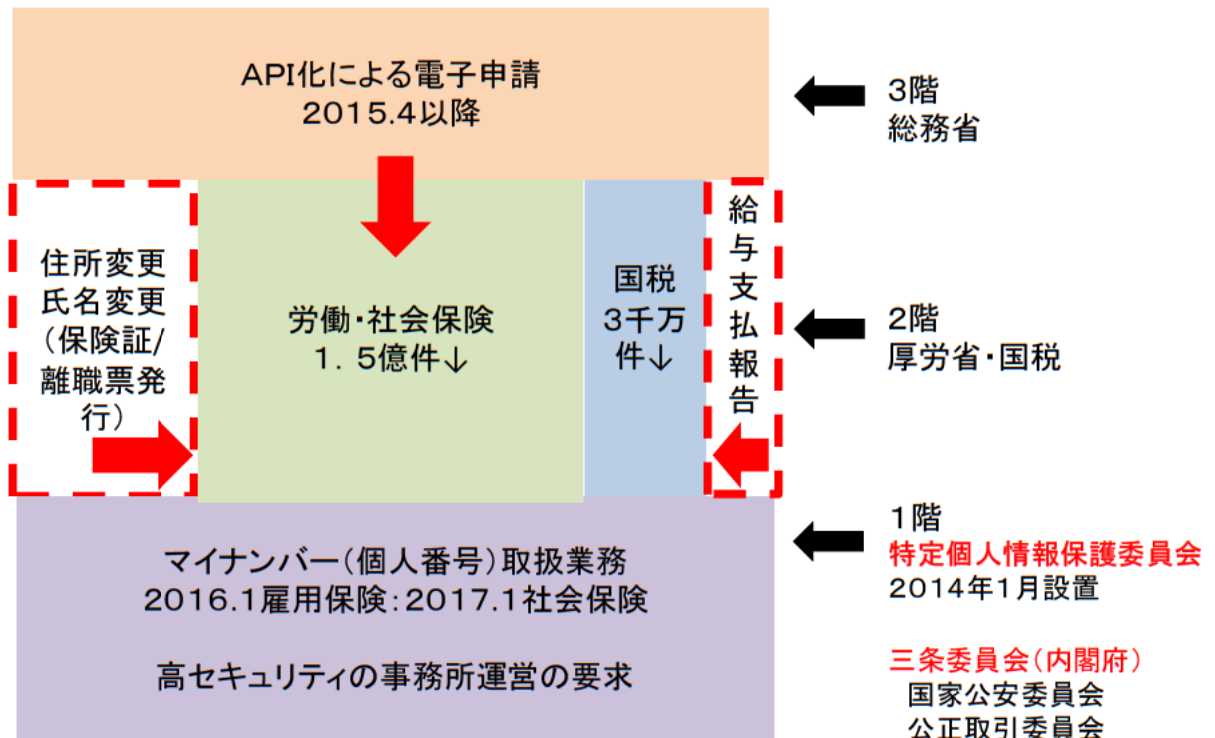
先ずはスケジュールを理解:「並行して業務を遂行」



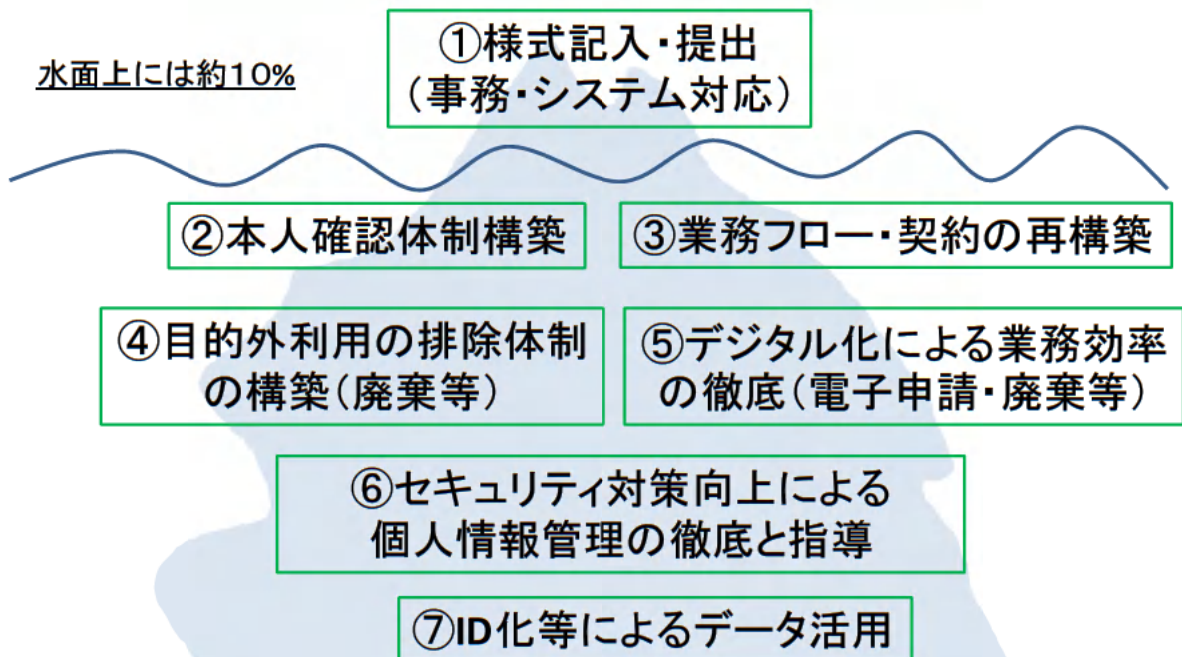
Copyright(C)2015 JapanFederationofLaborandSocialSecurityAttorney'sAssociations.AllRightsReserved.

8

3階建ての社会変化・・・減る2階部分を支える1階・効率化の3階



マイナンバー法対応は「冰山モデル」思考・・・水面下の業務を確立



3. 社労士が対応すべき個別のポイント

① 様式

多くの書式が変更→番号付番：国税関係例

①

平成 年分 給与所得の源泉徴収票

平成 年分 給与所得の源泉徴収票

①A6→A5で
大きき倍に

②個人番号を本人・家族欄記入

③法人番号の記入も必要

多くの書式が変更→番号付番：労働社会保険関係例

①雇用保険はマイナンバー記載

②社会保険は様式自体統廃合(海外)

③社労士コード記入

④番号選択方式で業務を簡素化

→裏側にある意味を理解する！

社会保障関係書類へのマイナンバーの記載時期は、以下のとおりです。

①



分野	主な届出書等の内容	施行日
雇用保険	以下の様式に「個人番号」を追加予定 ・雇用保険被保険者資格取得届 ・雇用保険被保険者資格喪失届 等	平成28年1月1日提出分～
	以下の様式に「法人番号」を追加予定 ・雇用保険適用事業所設置届 等	
健康保険・厚生年金保険	以下の様式に「個人番号」を追加予定 ・健康保険・厚生年金保険被保険者資格取得届 ・健康保険・厚生年金保険被保険者資格喪失届 ・健康保険被扶養者(異動)届 等	平成29年1月1日提出分～
	以下の様式に「法人番号」を追加予定 ・新規適用届等	

※1 個人番号を取得するときは、個人情報保護法第18条に基づき、利用目的を本人に通知又は公表する必要があります。また、本人から直接書面に記載された個人番号を取得する場合は、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示する必要があります。この場合、複数の利用目的をまとめて明示することは可能であり、雇用保険や健康保険の事務等をまとめて明示していただく等して、なるべく効率的にご対応いただくことを想定しています。

※2 この他、既存の従業員・被扶養者分の個人番号について、平成28年1月以降いずれかの時期に、健康保険組合・ハローワークにご報告のお願いをする予定です。**大変な業務量の発生！の可能性**

※3 国民健康保険組合については、平成28年1月1日～各種届出書等にマイナンバーを記載することとなります。

15

予定されている変更様式一式

①

雇用保険関連事務における変更点(事業主提出関係)
雇用保険被保険者資格取得届
雇用保険被保険者資格喪失届・氏名変更届
高年齢雇用継続給付受給資格確認届(初回)高年齢雇用継続給付申請書
育児休業給付受給資格確認届(初回)育児休業給付金支給申請書
介護休業給付金支給申請書
雇用保険被保険者離職票-1
教育訓練給付金支給申請書
教育訓練給付金及び教育訓練支援給付金受給資格確認届
日雇労働被保険者資格取得届
未支給失業等給付請求書
健康保険・厚生年金保険関連事務(適用関係)における変更点(事業主提出関係)
健康保険・厚生年金保険被保険者資格取得届/厚生年金保険70歳以上被用者該当届(案)
健康保険・厚生年金保険被保険者資格喪失届/厚生年金保険70歳以上被用者不該当届(案)
厚生年金保険被保険者資格喪失届/70歳以上被用者該当届(案)
健康保険・厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届/厚生年金保険70歳以上被用者算定基礎届(案)
健康保険・厚生年金保険被保険者報酬月額変更届/厚生年金保険70歳以上被用者月額変更届(案)
健康保険・厚生年金保険被保険者賞与支払届/厚生年金保険70歳以上被用者賞与支払届(案)
健康保険被扶養者(異動)届/国民年金第3号被保険者関係届(案)
国民年金第3号被保険者関係届(案)
健康保険・厚生年金保険育児休業等取得者申出書(新規・延長)/終了届(案)
健康保険・厚生年金保険育児休業等終了時報酬月額変更届/厚生年金保険70歳以上被用者育児休業等終了時報酬月額相当額変更届(案)
健康保険・厚生年金保険産前産後休業取得者申出書/変更(終了)届(案)
健康保険・厚生年金保険産前産後休業終了時報酬月額変更届/厚生年金保険70歳以上被用者産前産後休業終了時報酬月額相当額変更届(案)
厚生年金保険養育期間推定報酬月額特別申出書・終了届(案)
厚生年金保険被保険者種別変更届(案)
厚生年金保険特別加入被保険者資格取得届申出書(案)
厚生年金保険特別加入被保険者資格喪失届申出書(案)
健康保険・厚生年金保険新規適用届(案)
健康保険(給付関係)における変更点(事業主提出関係)
食事療養標準負担額の減額に関する申請
生活療養標準負担額の減額に関する申請
療養費の支給の申請
移住費の支給の申請
傷病手当金の支給の申請
埋葬料(費)の支給の申請
出産育児一時金の支給の申請
出産手当金の支給の申請
法第184条第二項から第四項までの規定に該当するに至った場合の届出
家族埋葬料の支給の申請
申請書等の記載事項の変更
特定疾病の認定の申請等
限度額適用認定の申請
限度額適用・標準負担額減額認定の申請等
高額療養費の支給の申請
高額介護合算療養費の支給の申請等
高額介護合算療養費の支給及び証明書の交付の申請等

16

3. 社労士が対応すべき個別のポイント

② 本人確認

②  **マイナンバー取得の際の本人確認では、
番号確認と身元確認を行います。**

番号カードが全員に？カギを握る

個人番号の確認

身元(実在)の確認



個人番号カード



**通知
カード**

or

**住民票
(番号付き)**



**運転
免許証**

or

**パス
ポート**

等

等

※ 上記が困難な場合

**過去に本人確認の上で
作成したファイルの確認**



等

※ 上記が困難な場合

**雇用関係にあるなど、人違いでない
ことが明らかと個人番号利用事務
実施者が認めるときは、身元(実存)
確認書類は要しない**

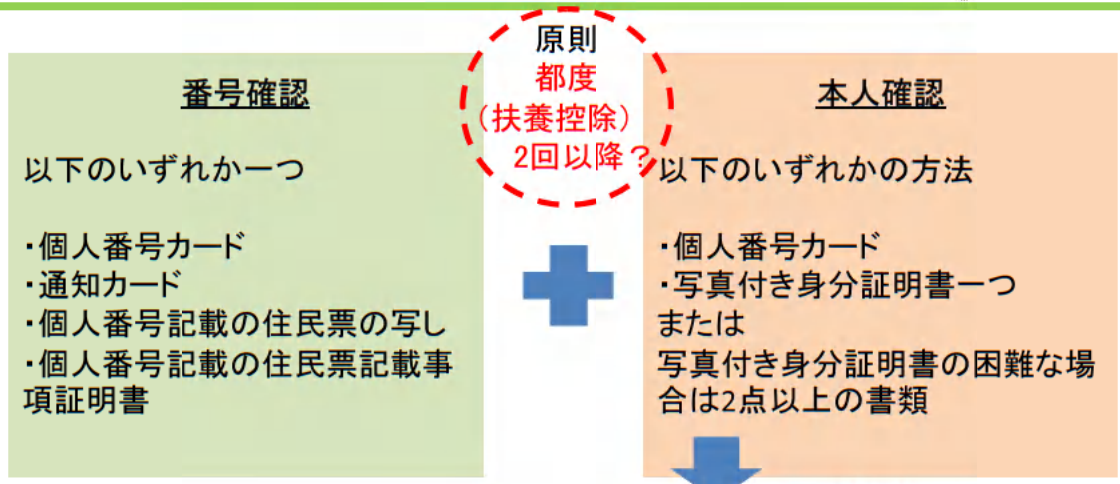
等



従業員から扶養親族のマイナンバーを取得する場合、民間事業者が扶養親族の本人確認を実施する必要がある場合があります。

扶養親族のマイナンバーの本人確認が必要	扶養親族のマイナンバーの本人確認は不要
国民年金の第3号被保険者の届出	扶養控除等申告書の提出
↓	↓
事業者への提出義務者 ⇒ 第3号被保険者 ※ 従業員は 代理人 などとなる	事業者への提出義務者⇒ 従業員
本人確認の必要性	本人確認の必要性
<div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="border: 2px solid red; border-radius: 50%; padding: 10px; text-align: center;">従業員 の マイナンバー</div> <div style="border: 2px solid red; border-radius: 50%; padding: 10px; text-align: center;">扶養親族の マイナンバー</div> </div>	<div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="border: 2px solid red; border-radius: 50%; padding: 10px; text-align: center;">従業員 の マイナンバー</div> <div style="border: 2px solid blue; border-radius: 50%; padding: 10px; text-align: center; opacity: 0.5;">扶養親族の マイナンバー</div> </div>

本人確認:この入り口で先ず混乱する企業が増える



写真付書類?

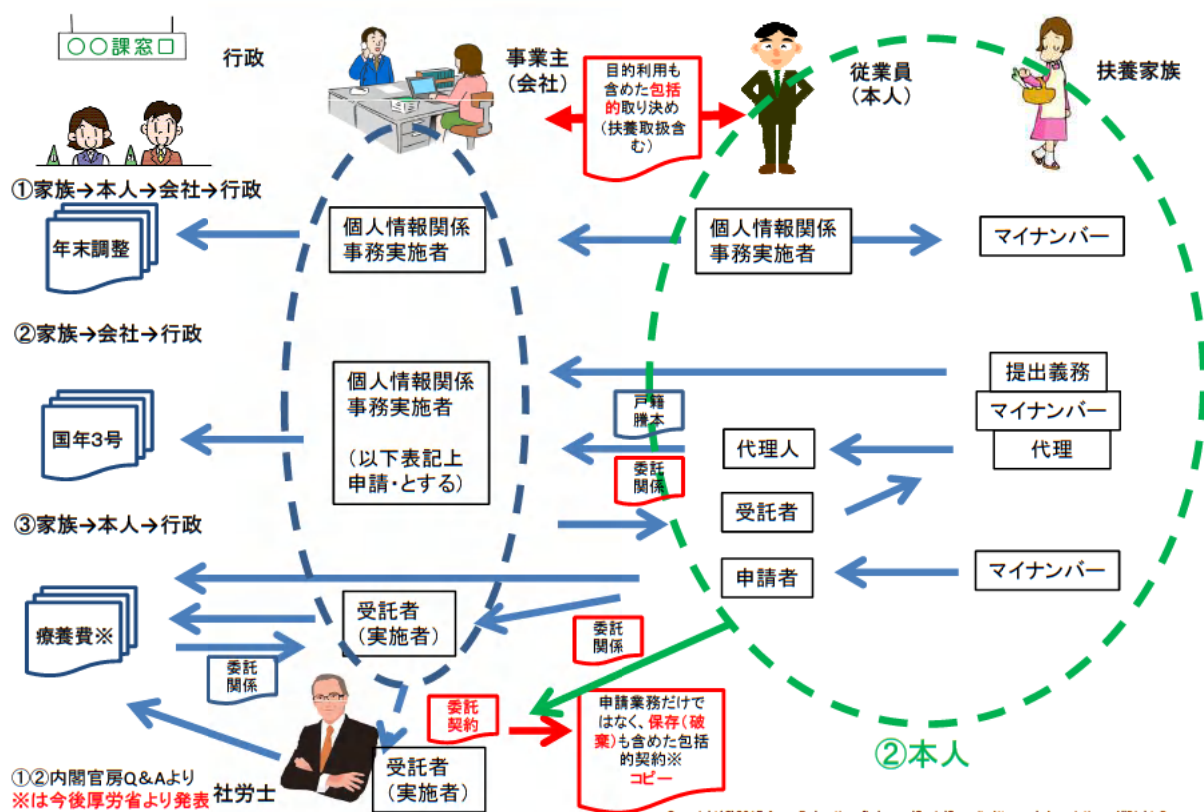
- ①運転免許証②運転経歴証明書(交付年月日が平成24年4月1日以降の者に限る)③旅券④身体障害者手帳⑤精神障害者保健福祉手帳養育手帳⑥在留カードまたは特別永住者証明書

2点以上の書類?

国民健康保険、健康保険、船員保険、後期高齢者医療もしくは介護保険の被保険者証、健康保険日雇特例被保険者手帳、国家公務員共済組合もしくは地方公務員共済組合の組合証、私立学校教職員共済制度の加入証、国民年金手帳、児童扶養手当又は特別児童扶養該当者証書官公署又は個人番号利用事務実施者もしくは個人番号関係事務実施者(「個人番号利用事務実施者等」から発行され、又は発給された書類その他これに類する書類であって個人番号利用事務実施者が適当と認めるもの(通知カードに記載された個人識別事項の記載があるものに限る))

年金未加入の高校生雇用等

3つの業務パターンと本人確認・申請の当事者関係把握

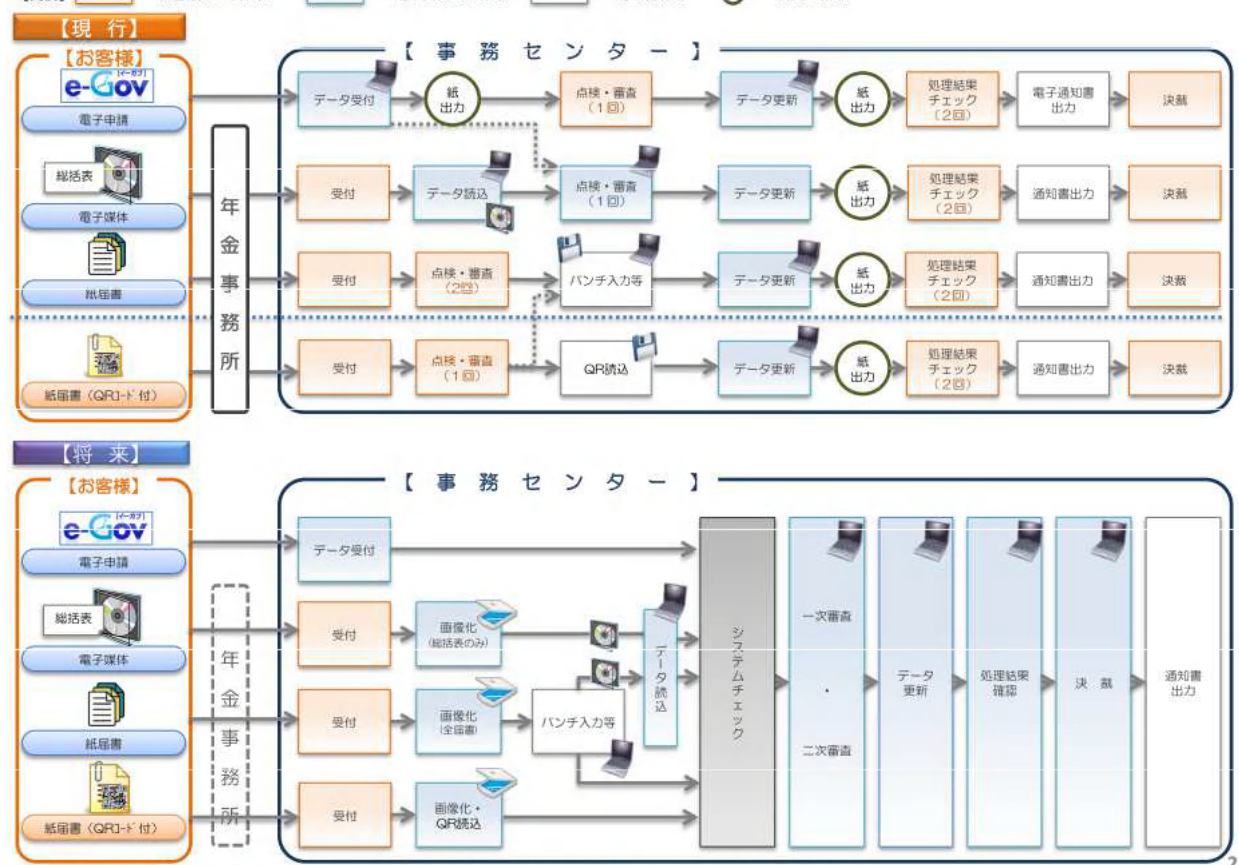


3. 社労士が対応すべき個別のポイント

③ フロー・契約

3. システム刷新とは⑦(事務処理方法の新旧比較)

【凡例】 □ …紙書類による作業 □ …端末画面での作業 □ …その他作業 ○ …紙出力作業



※【将来】については、「プロジェクトの概要(実施スケジュールの概要)」における「フェーズ1」稼働時の主なイメージとなります ©Copyright (C)2015 Japan Federation of Labor and Social Security Attorney's Associations. All Rights Reserved.

総務省予算案から

6. 国民本位の電子行政の実現と番号制度の導入 733.5 億円

(1) 行政のICT化の推進 93.6(66.2)

(a) 政府情報システムの統廃合・クラウド化を推進、政府共通プラットフォームの充実・強化 92.7(65.7)

- ・2018年度までにシステム数を619(▲57%)まで廃止・集約化。2021年度までに300システムを政府共通PFに移行
- ・自宅や出張先から職場内のシステムにアクセス(モバイル端末等からもアクセス)できるリモートアクセス環境等を、政府共通PF上で一元的に整備し、全府省向けに提供。また、引き続き政府のプライベートクラウドとしての機能を充実

【主な経費】 政府共通プラットフォーム整備等経費 84.8億円
 災害や情報セキュリティに強い行政基盤の構築等経費 7.8億円

(2) 個人番号制度の導入、個人番号カードの利活用促進 639.9(348.8)

(a) 個人番号の付番の実施 14.2(31.8)

- ・個人番号の付番開始(平成27年10月予定)に向けたシステム開発などを引き続き実施
- 【主な経費】 社会保障・税番号制度システム開発等委託費 14.2億円

(b) 個人番号制度の導入及び利活用の検討 0.2(0.2)

- ・個人番号を活用した今後の行政サービスのあり方に関する研究を実施
- 【主な経費】 社会保障・税番号制度の導入及び利活用の検討に要する経費 0.2億円

(c) 個人番号カードの発行等の実施 488.5(2.2)

- ・通知カードの送付(平成27年10月予定)及び個人番号カードの発行(平成28年1月予定)等を実施
- 【主な経費】 個人番号カードの発行等に要する経費 488.5億円<26補正 0.2億円>

業務フロー作成:社労士ガイドライン策定の課題①

■ 取扱規程等の策定

➤ 多種多様な労働社会保険に対する対応:取扱規程をどこまで定めるか?

社労士とのやり取り追加(他ありか?)

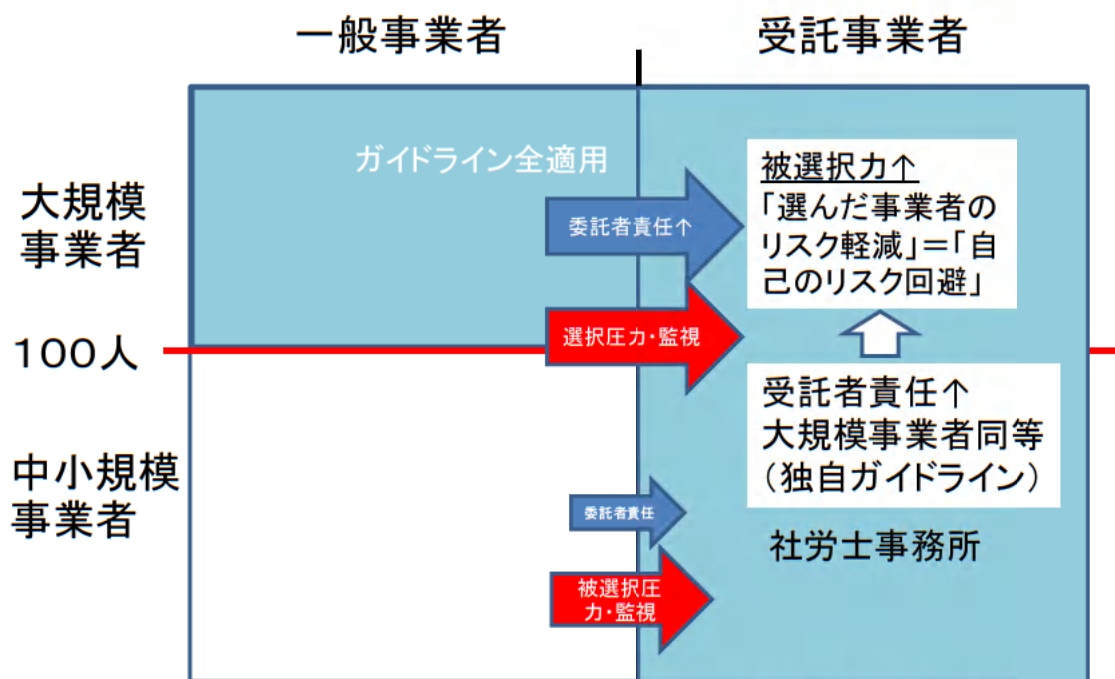
例)入社における雇用保険資格取得届作成に関する事務フロー手順

- ① 従業員等から提出された書類等を取りまとめる方法
- ② 取りまとめた書類等の雇用保険資格取得届の作成部署への移動方法
- ③ 情報システムへの個人番号を含むデータ入力方法
- ④ 雇用保険資格取得届の作成方法
- ⑤ 雇用保険資格取得届の行政機関等への提出方法
- ⑥ 雇用保険被保険者証の本人への交付方法
- ⑦ 雇用保険資格取得届確認通知書及び雇用保険資格取得届の控え、従業員等から提出された書類及び情報システムで取り扱うファイル等の保管方法
- ⑧ 法定保存期間を経過した雇用保険資格取得届確認通知書及び雇用保険資格取得届の控えの廃棄・削除方法等

全ての社労士事務所が参照できるように、プライバシーマーク取得大規模事務所の業務フローを棚卸して、マイナンバー用に整理した業務フローにして、チャート化し規程化へ

→民間企業への具体的な取扱規程指導へのベースになる可能性あり

100人超は大企業並みの対策を!社労士の対応は?



※再委託は委託者承認で可
(クラウドサービス・破棄等も再委託)

クラウドサービスに関するQA

Q 3-12 特定個人情報を取り扱う情報システムにクラウドサービス契約のように外部の事業者を活用している場合、番号法上の委託に該当しますか。

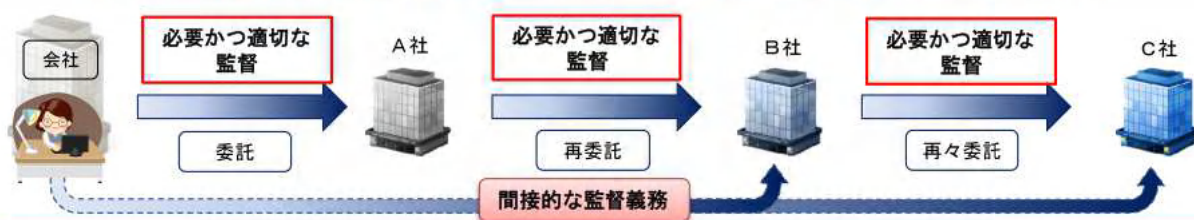
A 3-12 当該事業者が当該契約内容を履行するに当たって個人番号をその内容を含む電子データを取り扱うかどうかことが基準となります。当該事業者が個人番号をその内容を含む電子データを取り扱わない場合には、そもそも、個人番号関係事務又は個人番号利用事務の全部又は一部の委託を受けたとみることはできませんので、番号法上の委託には該当しません。

当該事業者が個人番号をその内容を含む電子データを取り扱わない場合とは、契約条項によって当該事業者が個人番号をその内容を含む電子データを取り扱わない旨が定められており、適切にアクセス制御を行っている場合等が考えられます。

なお、上記における個人番号をその内容を含む電子データは、仮に暗号化等により秘匿化されていても、その秘匿化されたものについても個人番号を一定の法則に従って変換したものであり、個人番号として取り扱われます。

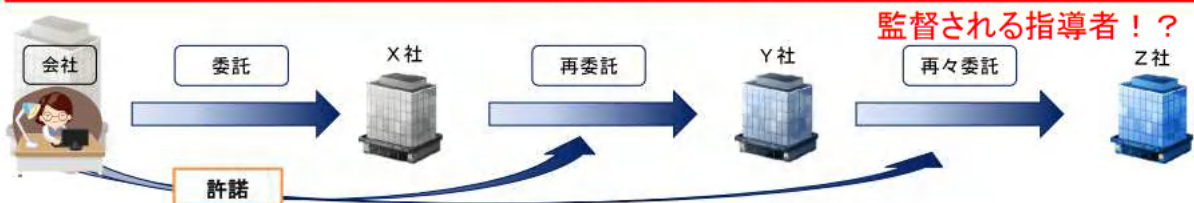
マイナンバーを利用する事務の委託先・再委託先にも安全管理措置が必要です。

③⑥



【委託先の監督】

○社会保障及び税に関する書類の作成事務の全部又は一部の委託をする者は、委託先において、法律に基づき委託者自らが果たすべき安全管理措置と同等の措置が講じられるよう必要かつ適切な監督を行わなければなりません。



【再委託】

○社会保障及び税に関する書類の作成事務の全部又は一部の委託を受けた者は、委託者の許諾を得た場合に限り、再委託をすることができます。

社労士事務所としての顧客との関係:ガイドライン詳細

委託者(顧客)への**両罰規定**

「委託を受けた者」を適切に監督するために必要な措置を講じず、又は、**必要かつ十分な監督義務**を果たすための具体的な対応をとらなかった結果、特定個人情報の漏えい等が発生した場合、**番号法違反と判断される可能性がある**。19頁



「必要かつ適切な監督」 ということか？

①委託先の適切な選定、②安全管理措置に関する委託契約の締結、③委託先における特定個人情報の取扱状況の把握が含まれる。19頁

【頁数】

「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン(事業者編)」の頁である

①適切な選定

委託先において、番号法に基づき委託者自らが果たすべき安全管理措置と同等の措置が講じられるか否かについて、あらかじめ確認しなければならない。具体的な確認事項としては、委託先の設備、技術水準、従業者(注)に対する監督・教育の状況、その他委託先の経営環境等が挙げられる。20頁

②契約時での回避

契約内容として、秘密保持義務、事業所内からの特定個人情報の持出しの禁止、特定個人情報の目的外利用の禁止、再委託における条件、漏えい事案等が発生した場合の委託先の責任、委託契約終了後の特定個人情報の返却又は廃棄、従業者に対する監督・教育、契約内容の遵守状況について報告を求める規定等を盛り込まなければならない。20頁

③取扱状況の把握のため

これらの契約内容のほか、特定個人情報を取り扱う従業者の明確化、委託者が委託先に対して**実地の調査**を行うことができる規定等を盛り込むことが望ましい。20頁

罰則の強化

行為	法定刑	同種法律における類似既定の罰則		
		行政機関個人情報保護法・独立行政法人等個人情報保護法	個人情報保護法	住民基本台帳法
1 個人番号利用事務等に従事する者が、正当な理由なく、 特定個人情報ファイルを提供	4年以下の懲役or 200万以下の罰金or 併科	2年以下の懲役or 100万以下の罰金	-	-
2 上記の者が、不正な利益を図る目的で、 個人番号を提供又は盗用	3年以下の懲役or 150万以下の罰金or 併科	1年以下の懲役or 50万以下の罰金	-	2年以下の懲役or 100万以下の罰金
3 情報提供ネットワークシステムの事務に従事する者が、 情報提供ネットワークシステムに関する秘密の漏えい又は盗用	同上	-	-	同上
4 人を欺き、人に暴行を加え、人を脅迫し、又は、財物の窃取、施設への侵入等により個人番号を取得	3年以下の懲役or 150万以下の罰金	-	-	- (割賦販売 クレジ 3年以 50万以
5 国の機関の職員等が、 職権を濫用して特定個人情報 が記録された 文書等を収集	2年以下の懲役or 100万以下の罰金	1年以下の懲役or 50万以下の罰金	-	-
6 委員会の委員等が、職務上知り得た 秘密を漏えい又は盗用	同上	-	-	1年以下の懲役or 30万以下の罰金
7 委員会から命令を受けた者が、 委員会の命令に違反	2年以下の懲役or 50万以下の罰金	-	6月以下の懲役or 30万以下の罰金	1年以下の懲役or 50万以下の罰金
8 委員会による 検査等に際し、虚偽の報告、虚偽の資料提出をする、検査拒否等	1年以下の懲役or 50万以下の罰金	-	30万以下の罰金	30万以下の罰金
9 偽りその他 不正の手段により個人番号カードを取得	6月以下の懲役or 50万以下の罰金	-	-	30万以下の罰金

②両罰規定

①レベルの違い

3. 社労士が対応すべき個別のポイント

④ 目的外取得排除

マイナンバーには、
利用、提供、収集の制限があります。



【マイナンバーの利用制限】

- マイナンバーの利用範囲は、法律に規定された社会保障、税及び災害対策に関する事務に限定されています。

【マイナンバーの提供の要求】

- 社会保障及び税に関する手続書類の作成事務を行う必要がある場合に限り、本人などに対してマイナンバーの提供を求めることができます。

【マイナンバーの提供の求めの制限】

- 法律で限定的に明記された場合を除き、マイナンバーの提供を求めてはなりません。

【特定個人情報の提供制限】

- 法律で限定的に明記された場合を除き、特定個人情報を提供してはなりません。

【特定個人情報の収集制限】

- 法律で限定的に明記された場合を除き、特定個人情報を収集してはなりません。

本人確認: かつ目的外利用を厳しく制限

目的外利用の禁止

利用は社会保障・税・災害対策のみ

正しい①保管、②利用、③提供、④廃棄が必須



提供要求制限

マイナンバー法規定場面以外に、個人番号の提供を要求してはいけない。

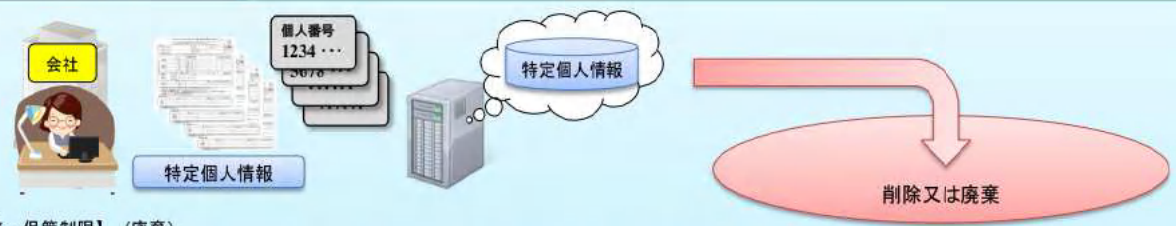
つまり、まずはどの業務でマイナンバーを扱うか細かく規定し、それ以外の提供は受けない体制をつくる

通知義務は一般法の個人情報保護→変更で5000人撤廃?



- 実務上重要な本人確認**
- ①平成28年1月スタート時
従業員全員の番号を制度の趣旨及び利用目的を包括的に通知した上で番号取得その前に「特定個人番号取扱規程」及び体制の確立！
 - ②その後入社する社員に対して
その都度、制度の趣旨及び利用目的を労働契約締結時に「特定個人番号取扱規程」等を示しながら確認

廃棄



【収集・保管制限】（廃棄）

○番号法で限定的に明記された場合（注）を除き、特定個人情報を収集又は保管することはできないため、個人番号関係事務を処理する必要がなくなった場合で、所管法令において定められている保存期間を経過した場合には、個人番号をできるだけ速やかに廃棄又は削除しなければなりません。（注）5ページの「取得」を参照。

〔扶養控除等申告書の場合の事例〕

*扶養控除等申告書は、7年間保存することとなっていることから、当該期間を経過した場合には、当該申告書に記載された個人番号を保管しておく必要はなく、原則として、個人番号が記載された扶養控除等申告書をできるだけ速やかに廃棄しなければなりません。

《個人番号の削除、機器及び電子媒体等の廃棄》

○個人番号若しくは特定個人情報ファイルを削除した場合、又は電子媒体等を廃棄した場合には、削除又は廃棄した記録を保存することとなります。

○削除又は廃棄の作業を委託する場合には、委託先が確実に削除又は廃棄したことについて、証明書等により確認する必要があります。

- 《手法の別示》
- *特定個人情報等が記載された書類等を廃棄する場合、焼却又は溶解等の復元不可能な手段を採用する。
 - *特定個人情報等が記録された機器及び電子媒体等を廃棄する場合、専用のデータ削除ソフトウェアの利用又は物理的な破壊等により、復元不可能な手段を採用する。
 - *特定個人情報ファイル中の個人番号又は一部の特定個人情報等を削除する場合、容易に復元できない手段を採用する。
 - *特定個人情報等を取り扱う情報システムにおいては、保存期間経過後における個人番号の削除を前提とした情報システムを構築する。
 - *個人番号が記載された書類等については、保存期間経過後における廃棄を前提とした手続を定める。

(注)にあるページは、「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン(事業者編)」の頁である

廃棄が必要となってから廃棄作業を行うまでの期間については、毎年度末に廃棄を行う等、個人番号及び特定個人情報の保有に係る安全性及び事務の効率性等を勘案し、事業者において判断してください（Q&Aにも記載しています。）



参考：保存期間と廃棄

種別	関係書類	書類例	保存期間	起算日	根拠法令
所得税	源泉徴収関係	給与所得者の扶養控除等(異動)申告書、配偶者特別控除申告書、保険料控除申告書等	7年	法定申告期限	国税通則法70～73条
雇用	雇用保険被保険者資格関係	雇用保険被保険者資格取得等確認通知書、同転勤届受理通知書、同資格喪失確認通知書、離職証明書等の事業主等	4年	完結の日	雇保則143条
	その他雇用保険関係	雇用保険被保険者関係届出事務等代理人選任・解任届等	2年	完結の日	雇保則143条
徴収	労働保険徴収・納付関係	労働保険概算・確定保険料申告書、一括有期事業報告書等	3年	完結の日	徴収側72条
労災	徴収法を除く労災保険関係	療養補償給付たる療養の費用請求書、休業補償給付支給請求書等	3年	完結の日	労災側51条
健保	健康保険・厚生年金関係	被保険者資格取得確認、標準報酬決定通知書、標準報酬改定通知書等	2年	完結の日	健保側34条
厚年					厚年側28条

35

Copyright(C)2015 JapanFederationofLaborandSocialSecurityAttorney'sAssociations.AllRightsReserved.

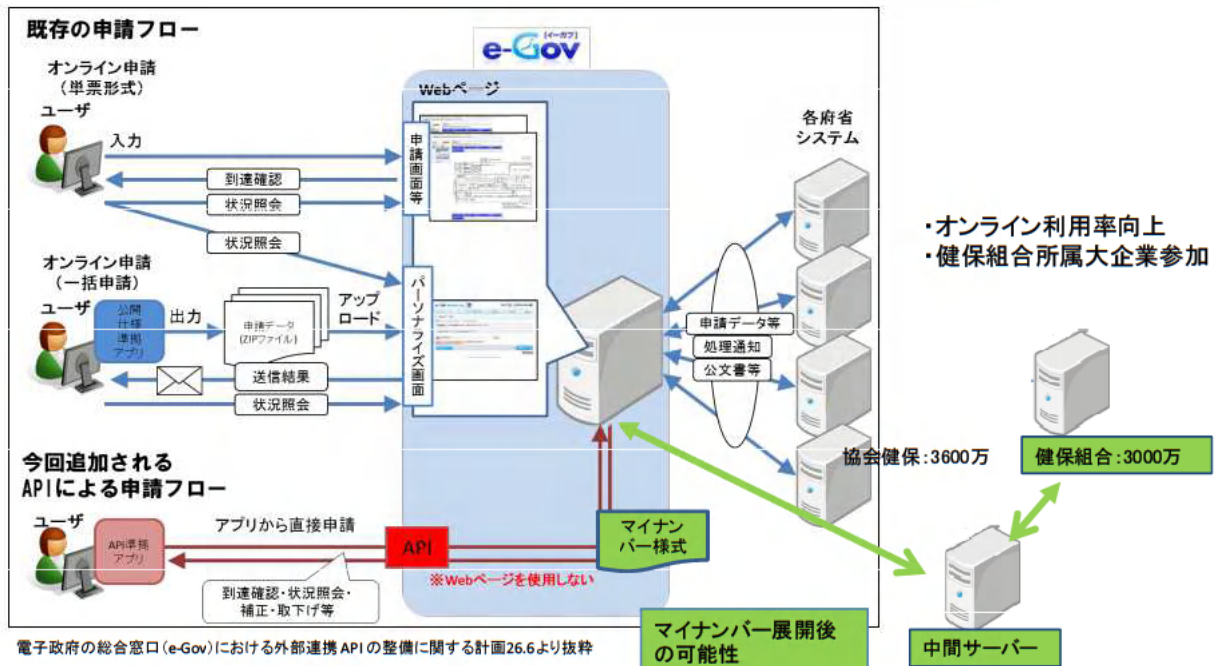
3. 社労士が対応すべき個別のポイント

⑤ デジタル・電子申請

Copyright(C)2015 JapanFederationofLaborandSocialSecurityAttorney'sAssociations.AllRightsReserved.

36

電子申請との関係⑤API公開が意味すること:機会と脅威



電子政府の総合窓口(e-Gov)における外部連携APIの整備に関する計画26.6より抜粋

e-Govが全く新しい局面に入っていく(H27.4以降)

→業務用ソフトからe-Gov意識せず簡単に電子申請。ただし、多くの参入が予想される

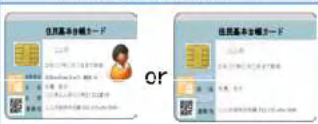

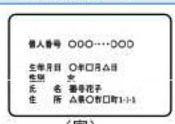
個人番号カード

市町村長は、当該市町村が備える住民基本台帳に記録されている者に対し、その者の申請により、その者に係る個人番号カードを交付するものとする。(第17条第1項) **無料配布:将来的には健康保険証・印鑑証明等々へ**



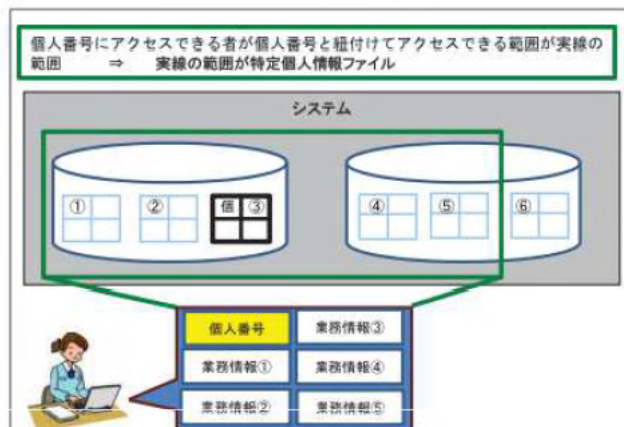
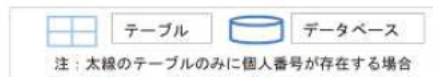
個人番号カードの券面には、「氏名」、「住所」、「生年月日」、「性別」、「個人番号」等が記載され、「本人の写真」が表示され、かつ、これらの事項等がICチップに記録される。(第2条第7項)

- ① 個人番号カードは、本人確認の措置において利用する。(第16条)
- ② 市町村の機関は、個人番号カードを、地域住民の利便性の向上に資するものとして条例で定める事務に利用することができる。(第18条第1号)
- ③ マイ・ポータルへのログイン手段として、「電子利用者証明」の仕組みによる公的個人認証に利用する。
- ④ 個人番号カードの所管は、総務省とする。⑤H27.1.1事業主の個人認証による電子申請

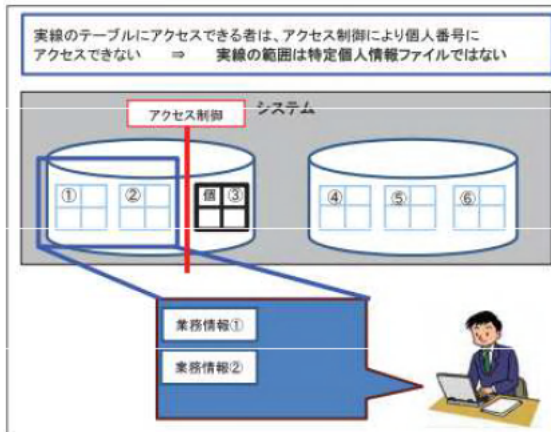
	住民基本台帳カード	個人番号カード	通知カード
1 様式	 <ul style="list-style-type: none"> ○住民票コードの券面記載なし ○顔写真は選択制 	 <ul style="list-style-type: none"> ○個人番号を券面に記載(裏面に記載する方向で検討) ○顔写真を券面に記載 	 <ul style="list-style-type: none"> ○個人番号を券面に記載 ○顔写真なし
2 作成・交付	<ul style="list-style-type: none"> ○即日交付又は窓口へ2回来庁 ○人口3万人未満は委託可能 ○手数料:1000円が主(電子証明書を搭載した場合) ○交付事務は自治事務 	<ul style="list-style-type: none"> ○通知カードとあわせて個人番号カードの交付申請書を送付し、申請は郵送で受け付けるため、市町村窓口へは1回来庁のみ(顔写真確認等)を想定 ○全市町村が共同で委任することを想定。民間事業者の活用も視野 ○手数料:今後検討 ○交付事務は法定受託事務 	<ul style="list-style-type: none"> ○全国民に郵送で送付するため、来庁の必要なし。 ○全市町村が共同で委任することを想定。民間事業者の活用も視野 ○手数料:なし ○交付事務は法定受託事務
3 利便性	<ul style="list-style-type: none"> ○身分証明書としての利用が中心 	<ul style="list-style-type: none"> ○身分証明書としての利用 ○個人番号を確認する場面での利用(就職、転職、出産育児、病気、年金受給、災害等) ○市町村、都道府県、行政機関等による付加サービスの利用 ○電子証明書による民間部門を含めた電子申請・取引等における利用 	<ul style="list-style-type: none"> ○個人番号カードの交付を受けるまでの間、行政機関の窓口等で個人番号の提供を求められた際に利用可能 (番号法に基づく本人確認のためには、通知カードのほか主務省令で定める書類の提示が必要。)

「個人番号をその内容に含む個人情報ファイル」とは

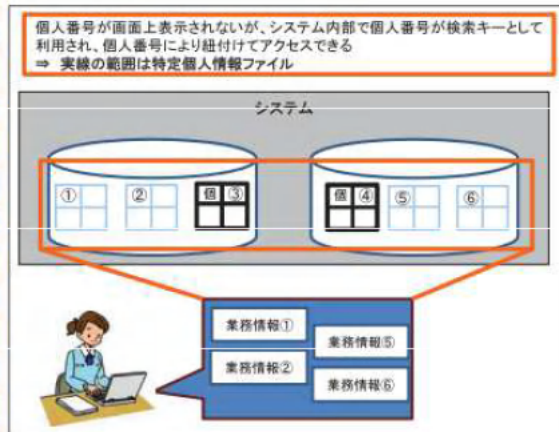
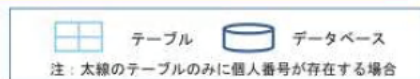
- 個人番号をその内容に含む個人情報ファイルとは、単に個人番号が含まれているテーブルのみを意味するのではなく、個人番号にアクセスできる者が、個人番号と紐付けてアクセスできる情報を意味しており、これが特定個人情報ファイルとなる。



- アクセス制御等により、不正アクセスを行わない限り、個人番号を含むテーブルにアクセスできない場合は、原則、特定個人情報ファイルに該当しない。



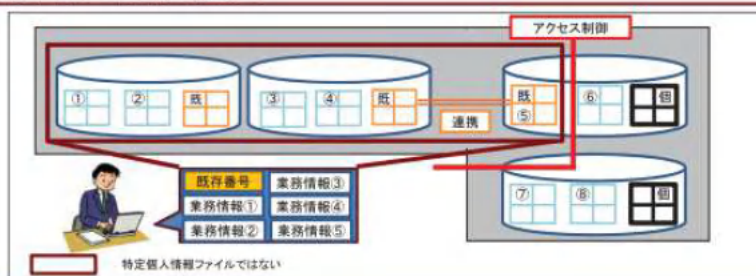
- 個人番号が画面上表示されない場合であっても、システム上で個人番号にアクセスし、システム内部で検索キーとして個人番号を利用する場合などは、特定個人情報ファイルに該当する。



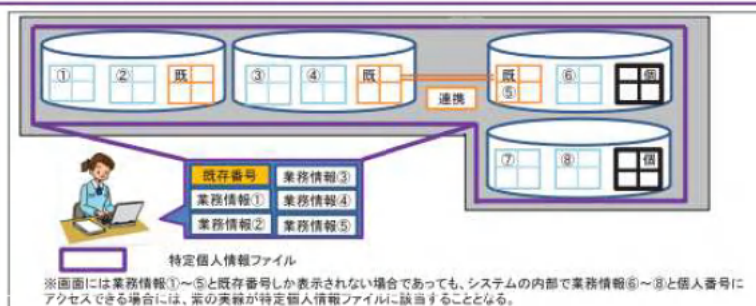
41

(3) 既存番号で連携している場合の特定個人情報ファイルの考え方

- 既存番号で連携している場合であっても、アクセス制御等により個人番号そのものにはアクセスできず、個人番号以外の情報のみアクセスできるように制御されている場合は、特定個人情報ファイルには該当しない。



- 既存番号で連携している場合であっても、アクセス制御がされておらず、個人番号そのものにアクセスできる場合は、特定個人情報ファイルに該当する。



42

3. 社労士が対応すべき個別のポイント

⑥ セキュリティ

マイナンバーの適切な安全管理措置に 組織としての対応が必要です。

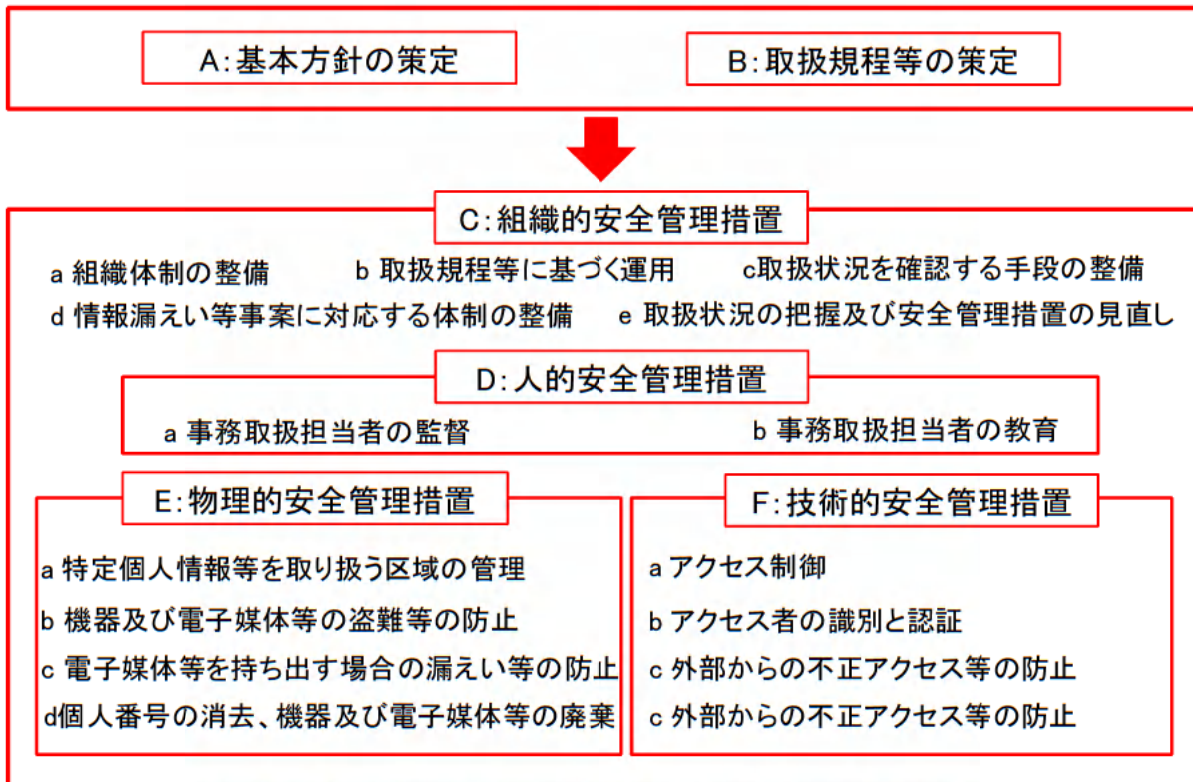


【安全管理措置】

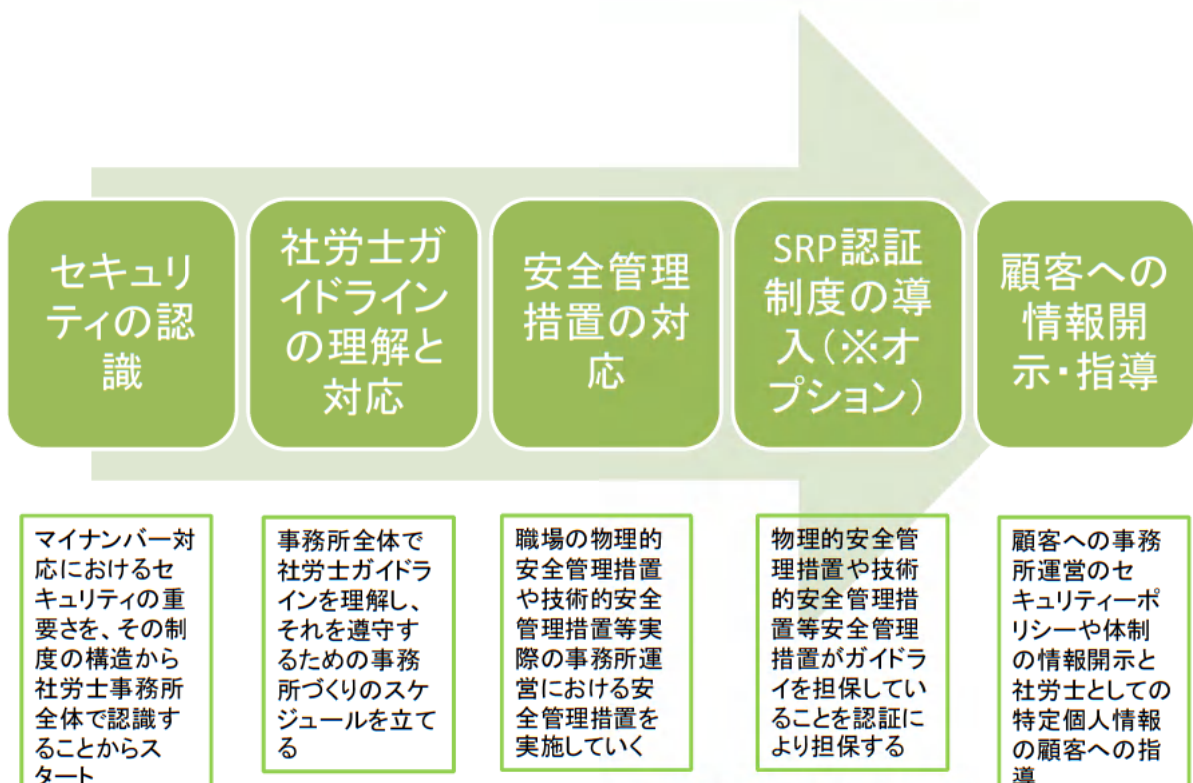
- 事業者は、マイナンバー及び特定個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の適切な管理のために、必要かつ適切な安全管理措置を講じなければなりません。また、従業員に対する必要かつ適切な監督を行わなければなりません。
- 中小規模事業者に対する特例を設けることにより、実務への影響に配慮しています。



ガイドラインの構図：安全管理措置・セキュリティの担保→機会活用



社労士事務所セキュリティ担保の流れ：全会員挙げての総力戦へ



社労士事務所セキュリティの第一歩・・・社労士ガイドライン策定(案)

- 現在案として示されている「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン(事業者編)」を編纂
 - 先ず社労士事務所運営に適合する**社労士会独自(社労士版)**の「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン」を策定
 - 次に当該社労士版が、特定個人情報保護委員会のガイドラインをクリアしているかの確認及び編集の協力を特定個人情報保護委員会事務局から得て完成
 - これを基にして各種「安全管理措置」を具体的に提供できるようにしていく(後述)
- 社労士版ガイドラインの意味
 - 大規模事業者と同等のセキュリティレベルを維持することは重要であるが、最も重要なことは、セキュリティが担保される実態に則した体制づくりとそのためのガイドライン
 - 独自のガイドラインを策定することにより、「被選択力」を上げるべく業界としての姿勢を示すこと(後述の新SRP認証制度とのセット)
 - 実態に則したガイドラインの遵守による過失レベルの軽減

社労士ガイドライン策定の課題②

- 組織的安全管理措置>情報漏洩等に事案に対する体制整備
 - 以下の内容をどこまで会と会員で被害を最小限にできるように対応するか？
連合会組織のあり方は？
- 情報漏洩事案の発生・兆候把握時の、適切かつ迅速な対応体制の整備(案)

 - ・ 事実関係の調査及び原因の究明(会員)
 - ・ 影響を受ける可能性のある本人への連絡(会員)
 - ・ 連合会、委員会及び主務大臣等への報告(会員→都道府県会→連合会)
 - ・ 再発防止策の検討及び決定(会員・都道府県会・連合会)
 - ・ 事実関係及び再発防止策等の公表(会員・都道府県会・連合会)
- 人的安全管理措置>事務取扱担当者の教育
 - 教育内容のあり方と、研修制度・内容との整合性の検討
 - 就業規則等の包括労働契約のあり方と、研修内容も含めた顧問企業へ業務としてのあり方の検討

社労士ガイドライン策定の課題③

注：以下グレー記載は事業者向け
ガイドライン記載具体例

■ 物理的安全管理措置＞特定個人情報等を取り扱う区域の管理

➢ 大規模事業者との一番の違い・・・自宅開業や合同事務所の場合に空間的担保→派遣・集約・分担

- ・管理区域に関する物理的安全管理措置としては、入退室管理及び管理区域へ持ち込む機器等の制限等が考えられる。
- ・入退室管理方法としては、ICカード、ナンバーキー等による入退室管理システムの設置等が考えられる。
- ・取扱区域に関する物理的安全管理措置としては、壁又は間仕切り等の設置及び座席配置の工夫等が考えられる。

➢ 委託企業は監督責任ありへ→委託先の現地調査等積極的な社労士事務所への直接関与が増えてくる可能性もあり

➢ 「被選択力」の検証はネガティブリストになる。よって、ネガティブリスト排除の一番わかりやすい方法は職場空間の充実。ただし、以下も含めて外形より中身の担保ができるガイドラインへ。

- ・特定個人情報等を取り扱う機器、電子媒体又は書類等を、施錠できるキャビネット・書庫等に保管する。
- ・特定個人情報ファイルを取り扱う情報システムが機器のみで運用されている場合は、セキュリティワイヤー等により固定すること等が考えられる。

社労士ガイドライン策定の課題④

■ 技術的安全管理措置＞アクセス制御及びアクセス者の識別と認証

➢ 大規模事業者との違い・・・スタンドアロンで1人か2人ずつ利用、かつ自宅ユースとの切り分け

- ・個人番号と紐付けてアクセスできる情報の範囲をアクセス制御により限定する。
- ・特定個人情報ファイルを取り扱う情報システムを、アクセス制御により限定する。
- ・ユーザーIDに付与するアクセス権により、特定個人情報ファイルを取り扱う情報システムを使用できる者を事務取扱担当者に限定する。
- ・事務取扱担当者の識別方法としては、ユーザーID、パスワード、磁気・ICカード等が考えられる。

■ 技術的安全管理措置＞外部からの不正アクセス等の防止

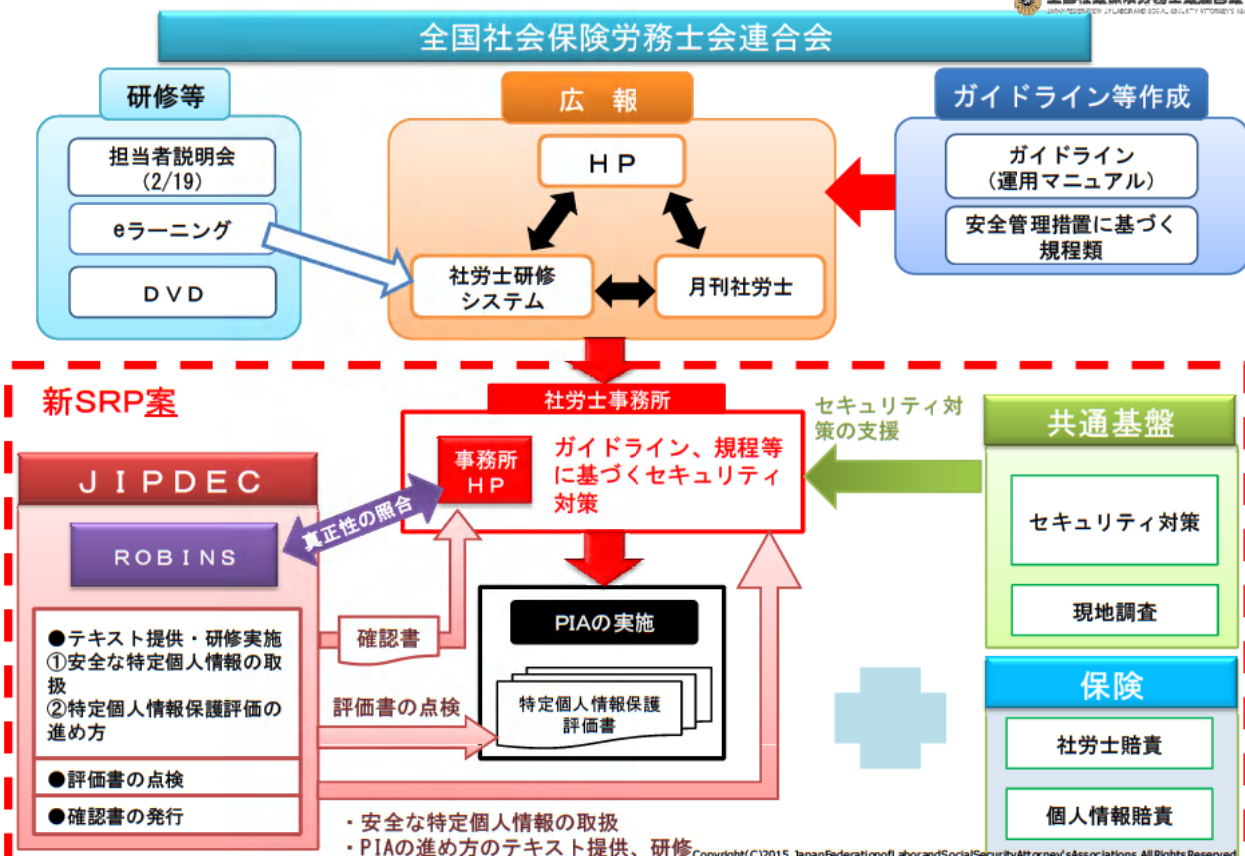
➢ 非常にベーシックなガイドラインであるが、必ず対応すべき事項として盛り込む。故意増加懸念。

- ・情報システムと外部ネットワークとの接続箇所に、ファイアウォール等を設置し、不正アクセスを遮断する。
- ・情報システム及び機器にセキュリティ対策ソフトウェア等(ウイルス対策ソフトウェア等)を導入する。
- ・導入したセキュリティ対策ソフトウェア等により、入出力データにおける不正ソフトウェアの有無を確認する。
- ・機器やソフトウェア等に標準装備されている自動更新機能等の活用により、ソフトウェア等を最新状態とする。

新SRP認証制度と安全管理措置(案)

- 現在、土業の中で個人情報管理に関する認証制度を唯一持つのが社労士
 - 個人情報が一番多く取り扱う国家資格者がゆえにSRPという制度を持つことは「被選択力」を上げることになる。
 - ただし、現在の制度内容としてマイナンバーのセキュリティ体制を認証するためには、内容の充実を図る必要がある。
 - さらに認証制度の中に技術的安全管理措置を実現するような具体的ソリューションを提供できる体制を一社労士事務所だけではなく、より多くの事務所が参加することにより実現性を高める
 - 例)・電子申請が始まった当初、NTTデータ社との協力により、顧客とデータ交換ファイルサーバーが提供されたが、セキュリティ意識やネットによるデータ共有が低かった等の理由で廃止
 - ・その他マイナンバーのアクセスログや廃棄管理体制構築等のインフラ整備
- 新SRPへ求められるもの
 - プライバシーマークと同等以上の内容を担保できる社労士業界が、社会を牽引できるようなレベルに引き上げる
 - より多くの事務所が参加できるようなバリエーションある制度設計とボリュームディスカウントによるコスト効果を生む
 - とにかく数を増やし内容を充実できるものにして、マイナンバー対応は雇用管理の社労士に！という流れを創造できる

広報（メディア）：社労士会・JIPDEC等によるマイナンバー対応の社労士事務所
→中小企業のマイナンバー対応支援「マイナンバー対応業務は社労士にお任せください」

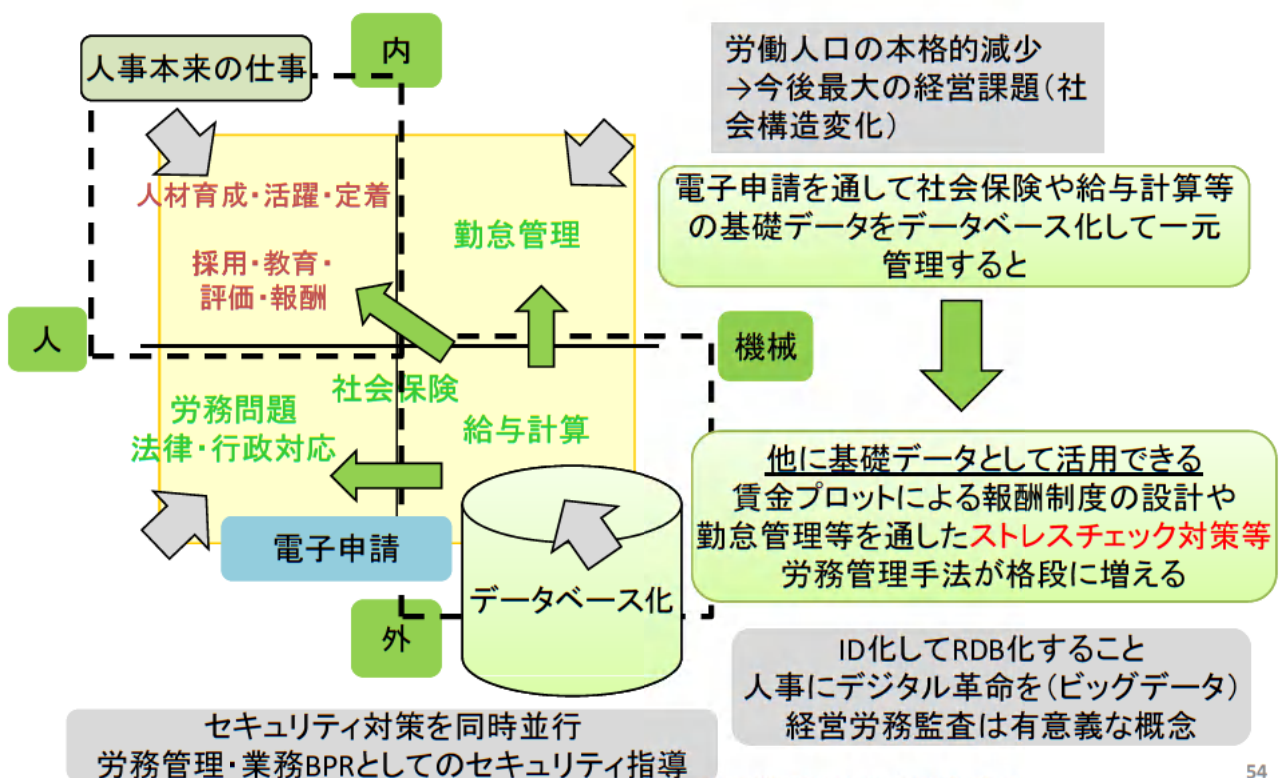


3. 社労士が対応すべき個別のポイント

⑦ ID化

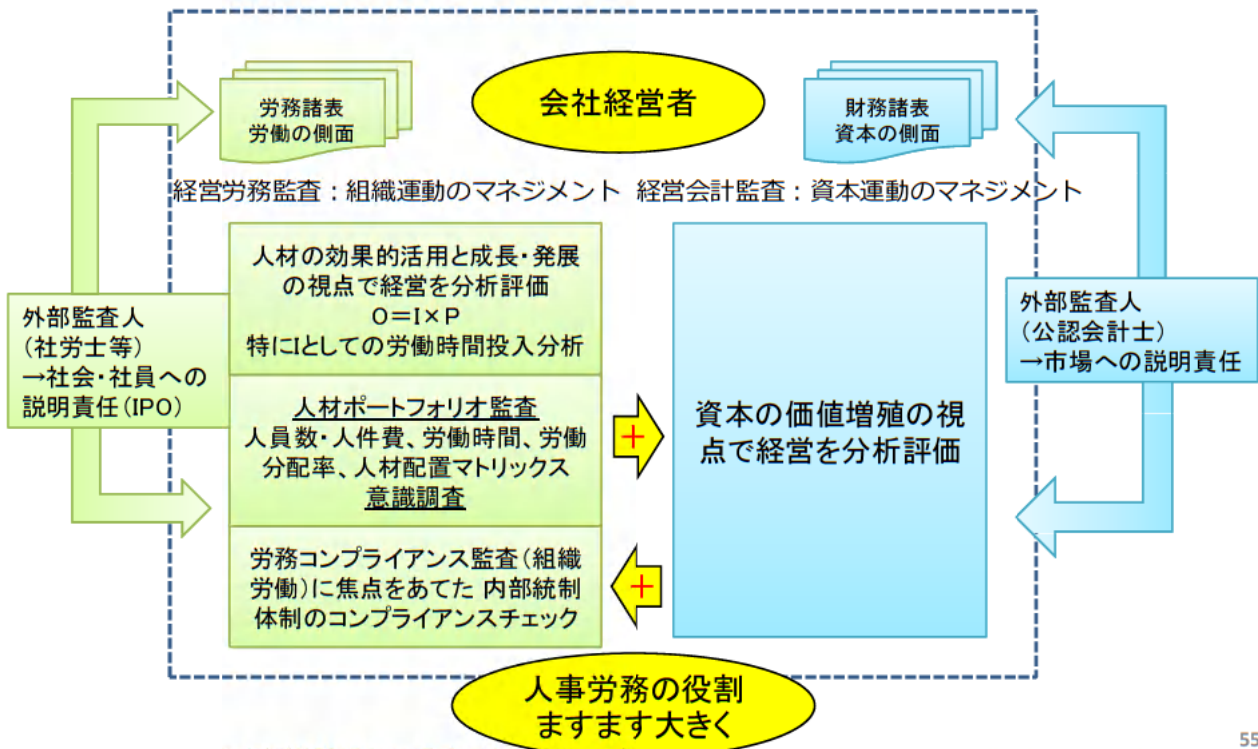
電子申請との関係③マイナンバーの本質(ID)と今後の社労士業務

⑤⑦



企業経営と経営労務監査

経済原論:生産3要素 労働・資本・土地 → 現代経営:労働・資本(土地BS包含)



55

まとめ:マイナンバー制度対応を社労士はどう考えるか

- ①「社会保障・税」番号制度を支える個人情報取扱国家資格者の自覚
- ②「チャンスと脅威」の両面を持った大転換に積極対応し関与率向上
- ③「セキュリティ」を切り口に進める人事のデジタル化とネットワーク化
- ④新SRP制度をより多くの会員が活用し新しい時代のインフラ化
- ⑤50周年の節目を迎える社労士が取り組むべき総力戦対応